

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和3年6月21日（月）
午前9時26分 開会
午後1時59分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 上田 伴子
副委員長 上田 倫久
委員 青山 憲司、芦田 竹彦、
伊藤 仁、芹澤 正志
松井 正志、米田 達也
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 議会事務局次長 安藤 洋一
主幹兼調査係長 小崎 新子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 上田 伴子

文教民生委員会・文教民生分科会次第

日時： 2021年6月21日（月） 9:30～

場所： 第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 請願・陳情の審査

ア 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

イ 請願第2号 子どもたちと向き合う時間の確保に関する件

ウ 陳情第1号 健康福祉センターと条例に関する陳情書（継続審査）

(3) 意見・要望のまとめ

ア 委員会意見・要望のまとめ

イ 分科会意見・要望のまとめ

(4) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について

(5) 意見交換会について

(6) その他

4 報告事項

子育て支援総合拠点等の整備について （教育委員会 こども育成課）

5 閉 会

令和3年第3回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

- 第63号議案 豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
第70号議案 令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
第71号議案 令和3年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）
第73号議案 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
第74号議案 令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
第75号議案 豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

- 報告第6号 令和2年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について
第69号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）
第76号議案 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）

文教民生委員会重点調査事項

2021.04.13

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 8 生涯学習について
- 9 新型コロナウイルス感染症対策について

文教民生委員会名簿

2021. 6. 21

【委員】

職名	氏名
委員長	上田 伴子
副委員長	上田 倫久
委員	青山 憲司
委員	芦田 竹彦
委員	伊藤 仁
委員	芹澤 正志
委員	松井 正志
委員	米田 達也

8名

【当局】出席者に着色をしています。

職名	氏名	職名	氏名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	谷岡 慎一
地域コミュニティ振興部参事	桑井 弘之	市民課長	惠後原孝一
生涯学習課長	大岸 和義	市民課参事	川崎 智朗
生涯学習課参事	旭 和則	生活環境課長	成田 和博
文化振興課参事	藤原 孝行	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化振興課参事	橋本 明宏	竹野振興局 市民福祉課長	岡田 貢
新文化会館整備推進室長兼都市整備課参事	櫻田 務	日高振興局 市民福祉課長	川端美由紀
スポーツ振興課長	池内 章彦	日高振興局 市民福祉課参事	西松 秩里
		出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
		出石振興局 市民福祉課参事	午菴 晴喜
		但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高

5名

3名

職名	氏名	職名	氏名
健康福祉部長	原田 政彦	教育次長	堂垣 真弓
社会福祉課長	宮田 裕史	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課参事	土生田 祐子	教育総務課参事	木之瀬 晋弥
社会福祉課参事	大谷 賢司	教育総務課参事	宇川 義和
高年介護課長	定元 秀之	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課参事	和田 征之	こども教育課長	和田 晃典
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課参事	坂本英津子
健康増進課参事兼文化振興課参事	米田 紀子	こども教育課参事	内海 忠裕
健康増進課参事	村尾 恵美	こども教育課参事	惠後原博美
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課長	木下 直樹
健康増進課参事	武田 満之	こども育成課参事	吉本 努
		こども育成課参事	富岡 隆
		こども育成課参事	吉谷 孝憲
		こども育成課参事	山本加奈美

5名

7名

【事務局】

合計 29名

職名	氏名
議会事務局主幹兼調査係長	小崎 新子

午前9時26分 委員会開会

○委員長（上田 伴子） おはようございます。少し早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから文教民生委員会・分科会を始めさせていただきます。

梅雨がまだなかなか明けない中、雨が先週はちょっとたくさん降りまして、また今日からは少し晴れたり、また曇ったりというなかなか不安定な天気が続いています。ワクチンのほうもだんだんと接種は加速されていますが、昨日、緊急事態宣言が解除されて、蔓延防止のほうに兵庫県も移ったところですし、まだまだ感染対策をしながら暮らしていかんなん状況でありますので、大変な日々が続くと思います。またよろしく願いいたします。

それでは、ただいまより始めさせていただきます。

一般会計に関する予算関連議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は、委員会と分科会を適宜切り替えて行いますので、ご協力をよろしく願いいたします。

それでは、これより協議事項1番、付託・分担案件の審査に入ります。

審査日程ですが、まず、委員会付託された議案の説明・質疑・討論・表決を行い、その後、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された議案の説明・質疑・討論・表決を行います。続いて請願・陳情の審査を行います。

なお、陳情第1号につきましては、陳情者から傍聴の申出があり、許可をいたしておりますので、ご了承願います。

また、陳情の審査につきましては、審査の進捗にかかわらず、午前11時頃から行います。その後、議事順序を変更し、報告事項を受けた後、委員のみで委員会及び分科会意見、要望等の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明・質疑・答弁に当たりましては、くれぐれも要件を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協

力をお願いいたします。

また、発言の最初には、必ず課名と名字をお願いいたします。

議案の審査につきましては、お手元の議案付託分類表・分科会分担表の順に行いますので、ご了承願います。

まず、第63号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○高年介護課長（定元 秀之） それでは、105ページをご覧ください。第63号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料について、減額または免除ができるようにするため、所要の改正を行うものです。

108ページをご覧ください。改正の内容につきましては、条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容については、附則第5条の規定で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の令和3年度分の介護保険料について、引き続き減額または免除できるよう改めることとします。

2の附則の第1項で、この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊岡市介護保険条例附則第5条の規定は、令和3年4月1日から適用すること。第2項で、介護保険法施行令の改正に伴い、令和2年度分以前の介護保険料の減額または免除に係る合計所得金額の取扱いについて必要な経過措置を定めることとしています。

なお、109ページから110ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

○委員（松井 正志） この介護保険条例の一部改正

については何ら異論も質疑もないんですけども、関連をしてちょっと一つだけ教えていただきたいんですけども、介護保険料って平均の月額平均っていったら豊岡市の場合どのぐらいのあたりに位置してるか。例えば何かそんな資料でもし分かったら教えていただきたいんですけども、資料というかそういうふうな額が豊岡市の保険料の市町間の位置ぐらいで。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○高年介護課長（定元 秀之） すみません、第8期、今年度行います介護保険料のほうにつきましては、今、兵庫県下で何番目ぐらいというのがあります。すみません、今ちょっと手元に資料がないので、また後ほど説明をさせていただきます。

○委員（松井 正志） はい、結構です。

○委員長（上田 伴子） ほかはありませんか。

○委員（青山 憲司） よろしいですか。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○委員（青山 憲司） すみません、確認なんですけども、収入の減少ということなんで、これは今も去年からコロナの影響受けてる1号被保険者の方が収入のことについてどれぐらいの比率というか、どれぐらいの人数というか、その辺りが分かればっていうのと、もう一つは今の収入の減少ですから、当然今もコロナの影響っていうのは継続中であるというふうに認識するんですけども、減少の続く経過っていうんですかね、新年度の保険料に影響するとすると、去年から引き続きということになると思うんですけどね、時期的なものでいくと収入の減少っていうのはいつからいつまでの収入を基準にされてるのか、そこんどこちょっと教えていただけますか。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○高年介護課長（定元 秀之） まず、去年は令和元年度と2年度の保険料減免を行いました。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入、不動産収入、山林収入または給料収入の減少が見込まれる方ということでありまして、令和2年中の収入の減少額が令和元年中の収入の減

少額の10分の3以上というのが基準でありました。その結果、元年度は42件の40万2,380円、2年度は44件の250万5,264円という減免額となりました。これにつきましては、元年度は2月1日から3月31日までの2か月間の納期の分、2年度は1年間を通じての納期が対象であるためこれだけの差が開いたというものであります。

今年度、令和3年度につきましては、令和2年中の所得と令和3年中の所得を比較します。同じく10分の3以上というのがありますので、令和2年中である程度下がっている方、またその方につきましては、令和3年中はあまり3割以上下がるということはないかと思っております。

簡単であります、説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○委員（青山 憲司） 令和2年度の件数をもう一度教えてもらえますか。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○高年介護課長（定元 秀之） 令和2年度は44件の250万5,264円であります。

○委員長（上田 伴子） よろしいですか。

○委員（青山 憲司） 確認、すみません、ちょっと聞き逃したんで。令和元年度は42件というふうに言われたと思うです、40万円余りの。件数としてはそんなに変わらないけども、期間が対象期間が長くなったんでこれだけの金額ということによろしかったでしょうか。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○高年介護課長（定元 秀之） 先ほどの、はい、元年度につきましては、2月1日から3月31日までの2か月間の納期でありますので、実際は8、9期の分になります。そして2年度分は1年間を通じてでありますので、それだけの差があると。そして、42件と44件の2件の差につきましては、65歳未満の方が2人おられたということでありまして。

説明は以上です。

○委員（青山 憲司） はい、分かりました。

○委員長（上田 伴子） ほかはありませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第63号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第70号議案、令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

定元課長。

○高年介護課長（定元 秀之） それでは、195ページをご覧ください。第70号議案、令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ98億6,461万9,000円とするものです。

主な内容について、事項別明細書でご説明いたします。206ページをご覧ください。まず、歳出ですが、206ページから209ページについては、国庫補助金、基金繰入金の増額に伴う財源更正であります。

次に、210ページ、7款諸支出金、1目第1号被保険者保険料還付金65万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の令和元年度及び2年度分の介護保険料を還付するものであります。

次に、歳入です。204ページをご覧ください。1款保険料、1目第1号被保険者保険料200万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる令和3年度の第1号被保険者の介護保険料を減免することによるものであります。

その下の3款国庫支出金、1目調整交付金の増額

は、保険料を減免することに伴い、国から特別調整交付金として財政措置がされることによるものです。令和3年度の国からの財政支援につきましては、保険料の減免総額、市町村調整対象需要額によって補助率が変わります。本市は、令和3年度の保険料減免額を200万円と想定しているため、補助率は10分の2相当額となりますので40万円の増となります。

また、その下、7款繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金225万円の増額は、先ほど説明しましたように、保険料減免額の財政措置は全額でありませんので、その補填分として介護給付費準備基金を繰り入れるものであります。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第70号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第71号議案、令和3年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、213ページをご覧ください。第71号議案、令和3年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万5,000円を追加し、総額をそれぞれ2億8,219万4,000円とするものです。

主な内容については事項別明細でご説明いたし

ますので、225ページをお願いします。まず、歳出ですが、そのページにあります森本診療所から高橋診療所費まで、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者等に対する診療、検査体制の確保及び医療提供体制の確保を図るため、国からの補助金を使って備品や消耗品などを整備するものです。主な整備内容としましては、森本診療所は紫外線の除菌装置、神鍋診療所は紫外線除菌装置と手洗いの自動水栓化、それから高橋診療所は発熱患者用の診療室の床の張り替えなどです。そのほかとしまして、神鍋診療所の医師住宅のガス給湯器が壊れましたので、この取替え修繕に伴う補正をするものです。

次に、歳入ですが、223ページをお願いします。先ほどの神鍋診療所収入の一般会計繰入金については、医師住宅のガス給湯器の取替え修繕分に充てるものです。そのほかについては新型コロナウイルス感染症対応に伴う国からの補助金になります。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） よろしいですか。

○委員長（上田 伴子） はい。

○委員（青山 憲司） すみません、間違っと思ったらあれなんですけども、診療所事業の中には休日急病診療所も入っているというふうに理解してるんですけども、休日急病診療所のそういったコロナの対応、感染対策についてはどういうふうに対処されてるんですか。

○委員長（上田 伴子） 宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） 休日急病診療所についても昨年度の予算のほうで入り口を分けたり、あと感染の疑われる方の診察用のブースを分けたりしてしますので、今回の補助金には手を挙げてないということです。対応はできてるといことです。

○委員長（上田 伴子） よろしいですか。

○委員（青山 憲司） はい、よろしいです。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。

それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第71号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第73号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 提案議案、6月4日追加分の35ページをご覧ください。第73号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、2021年度の国民健康保険税の税率等の改定及び新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少における減免制度の期間延長を行うため所要の改正を行うものです。

なお、国民健康保険税の税率等の改定につきましては、去る5月26日に開催されました豊岡市国民健康保険運営協議会のほうから、2021年度の基本方針について答申をいただき、その趣旨を尊重し提案しております。

今年度の1人当たりの国保税賦課額は、県から提示された納付金等を基に算出しますと、前年度対比で21.7%増の2万1,470円の増額となります。このため、被保険者の急激な負担増を軽減するため、前年度を上回る基金を取り崩す等によりまして、1人当たりの平均国保税賦課額を前年度の7.9%増、金額にしまして7,801円の増額の10万6,809円としております。

39ページをご覧ください。内容につきましては、条例案要綱によりご説明いたします。

1の（1）から（4）は、第3条から第5条の2関係で、医療分に係る基礎課税額における所得割額

の税率を100分の5.59、資産割額の税率を100分の6.74、被保険者均等割額を2万1,900円、そして世帯別平等割額につきましては、一般世帯を1万6,100円、特定世帯を8,050円、特定継続世帯を1万2,075円とするものです。

次の(5)から(8)までは、第6条から第7条の3関係で、後期高齢者支援金等課税額において、所得割額の税率を100分の2.79、資産割額の税率を100分の3.32、被保険者均等割額を1万300円、世帯別平等割額については、1世帯を7,600円、特定世帯を3,800円、特定継続世帯を5,700円とするものです。

続く(9)から(12)までは、第8条関係から第9条の3関係で、介護納付金課税額における所得割額の税率を100分の2.41、資産割額の税率を100分の4.34、被保険者均等割額を1万2,000円、世帯別平等割額を6,100円とするものです。

次の(13)につきましては、第21条関係で、低所得者世帯における国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額におけるそれぞれの軽減額を軽減対象となる所得金額に応じて定めております。

(14)につきましては、附則第16項関係で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における国民健康保険税の減免について、納期限が令和4年3月31日までのものに適用を延長することを定めております。

2の附則において、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例附則第16項の新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免の規定は、令和3年4月1日から適用すること。第2項では、改正後の国民健康保険税の税率等の改定に係る規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしています。また、第3項では、関係条例の整理といたしまして、国民健康保険条例に規定する新

型コロナウイルス感染症の定義を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の定義の引用に改めることとしております。

41ページから50ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長(上田 伴子) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田 伴子) 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田 伴子) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田 伴子) ご異議なしと認め、第73号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

今の国民健康保険条例については、私は委員会とは、本会議では別の態度を取るかもしれないことをご承知おきください。

それでは、次に、第74号議案、令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

恵後原課長。

○市民課長(恵後原孝一) それでは、続きまして51ページをご覧ください。第74号議案、令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,500万円を追加し、予算の総額をそれぞれ87億6,840万6,000円とするものです。

国保特別会計(事業勘定)につきましては、当初予算を骨格予算として概算計上しておりました。本補正予算は、先ほどの条例改正でご説明いたしまし

たように、国民健康保険税の税率算定及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者の国保税減免に対する財政支援のほうを踏まえて提案を行うものです。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。62ページをお開きください。まず、歳出ですが、上から3段目までの枠の国民健康保険事業費納付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免に係る特別調整交付金及び県繰入金の増額に伴う財源更正です。その下の枠で、基金積立金の増額は、前年度決算の繰越金見込額の一部を財政調整基金に積み立てようとするものです。

64ページをご覧ください。諸支出金の増額は、前年度に過大交付となっている保険給付費交付金相当額を県に返還するための償還金でございます。

次に、歳入に移ります。60ページをご覧ください。国民健康保険税につきましては、前年度繰越金見込額の一部と財政調整基金取崩し額の合計2億2,500万円を国保税の軽減に充当し、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者の減免見込額として200万円を見込んだ合計2億2,700万円を減額しています。

次の県支出金の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者の国保税減免額が県より財政措置されることによるものです。

次の繰入金につきましては、基金の取崩し額を繰り入れるもので、繰越金の増額は前年度決算見込みによるものです。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決す

べきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案、豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 6月17日の追加議案の37ページをご覧ください。第75号議案、豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

過日5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。本案は、この法律の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行及びこの手数料の徴収を地方公共団体情報システム機構が行うため、所要の改正を行おうとするものです。

40ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。改正の内容は、別表第1関係で、総務手数料関係の表中、16の項の個人番号カードの再交付手数料に係る規定を削るものです。

2の附則において、この条例は令和3年9月1日から施行することとしています。

41ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よ

って、第75号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前9時59分 委員会休憩

午前9時59分 分科会開会

○分科会長（上田 伴子） ただいまより文教民生分科会を開会します。

まず、報告第6号、令和2年度豊岡市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

木下課長。

○子ども育成課長（木下 直樹） それでは、議案書のほう19ページをご覧ください。報告第6号、令和2年度豊岡市繰越明許費繰越計算書についてです。地方自治法施行令の規定に基づき報告するものです。

20ページをご覧ください。繰越明許費については、令和3年3月議会において繰越明許の議決をいただいたもので、繰越額が確定しましたので報告するものです。

当委員会の所管につきましては、款2総務費のうちの下2つ、ファミリーサポートセンター事業と、その下、戸籍住民基本台帳事務費の2事業、それから款3民生費の2事業、款4衛生費の1事業、22ページお願いします。款10教育費の7事業、以上、合わせまして12事業でございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（上田 伴子） 説明は終わりました。質疑はありませんか。

特にご異議がありませんので、報告第6号は、了承すべきことに決定しました。

次に、第69号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で、歳出、歳入、債務負担行為順に一気に説明をお願いいたします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は、説明が終わった後に一括して行い

ます。

それでは、地域コミュニティ振興部より順次説明をお願いいたします。

はい。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 議案第69号、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

議案書の183ページをお願いします。出石海洋センター管理費ですが、3月議会委員会でも説明をさせていただきましたが、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の修繕助成申請が3月4日に来年度の申請が前年度の約1.5倍の71施設と多く、緊急度を含め、優先順位をつけ、検討したところ、出石海洋センターの申請が不採択となったとの通知を受けました。助成予定額が大きいことから、財源がない中での改修は難しいと考え、再度、今年度8月に再申請を行って採択を目指すこととし、事業を1年先延ばしいたしました。したがって、この整備工事費に係る予算を減額させていただきます。

次の城崎スポーツ広場管理費ですが、城崎庁舎の隣にあります下水道施設の屋上にテニスコートとフットサルコートがあり、そこにトイレを設置しております。このトイレの水が流れないことから調査をしたところ、施設周辺の地盤沈下の影響で污水管が不陸となっていることが判明いたしました。このため、污水管40メートル分をやり替えるための予算を計上させていただいております。

次に、歳入171ページをお願いします。中段の雑入の事業助成金、スポーツ振興くじ助成金ですが、4月21日に採択通知を受け、日高小学校野外運動場夜間照明LED化改修事業で2,000万円、陸上競技場投てき用囲い設置事業で499万8,000円の採択を受けました。当初予算よりも500万円多い助成金となったため増額をしております。B&G財団の修繕助成金は不採択のため減額をしております。

下から3枠目の保健体育施設整備事業債は、助成金の採択結果により各事業費を精査をして減額を

しております。

続きまして、160ページをお願いします。債務負担行為補正です。上から9枠目、竹野海洋センター指定管理料から但東スポーツ公園指定管理料までの10施設につきまして、今年度で現在の指定期間が終了することから、新たに来年度から5年間の指定管理を公募する必要があることに合わせ指定管理料の限度額を設定するものです。

次に、161ページをお願いします。地方債補正の変更です。下から4行目です。保健体育施設整備事業費、日高小学校夜間照明分ですが、財源振替により360万円減額をしております。出石海洋センター分は事業を1年延期することから全額減額するものです。

説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい、次どうぞ、社会福祉課。 はい、どうぞ。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 社会福祉課からは、債務負担行為につきましてご報告説明させていただきます。お手元の資料160ページをご覧くださいと思います。上から5枠目になりますが、日高東部健康福祉センターの指定管理料となります。市内に7つあります健康福祉センターのうち、日高東部健康福祉センターにつきましては、プールやジム機能を持つ施設となっております、従来から公募で指定管理者を募集を行ってまいりました。この指定管理期間が今年度末で終わりますことから、来年度からの5か年間、指定管理者につきまして公募を行いたいというふうに考えております。1年当たり5,991万8,000円、5年合計1億4,959万円の債務負担行為をお願いするものです。

以上です。よろしく願いいたします。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○高年介護課参事（和田 征之） 160ページをご覧ください。高年介護課は債務負担行為補正のみでございます。表中の5段目、竹野多目的屋内運動広場指定管理料でございます。来年3月で指定管理期間が終了するため、竹野多目的屋内運動広場の指定管理について、令和4年度から令和8年度までの5

年間、債務負担行為限度額を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、175ページをお願いします。一番下の枠の上の欄ですが、予防接種事業費の補償金です。予防接種法に定めのない任意保険である小児の季節性インフルエンザの接種によりまして、身体に障害が残った方がありますので、その補償金として支払うものです。この小児の季節性インフルエンザの予防接種につきましては、接種によって万が一健康被害が発生した場合には法定の接種に準じた補償ができるよう、市が保険に加入していますので、その保険金から支払うものです。

続いて、歳入ですが、171ページをご覧ください。上から2枠目の一番下になります。保険金ですが、先ほどの補償に対する保険金になります。

健康福祉部の説明は以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○教育総務課長（永井 義久） 181ページをご覧ください。181ページの真ん中の枠になります。小学校管理費です。学校施設管理費の中の手数料でございますけれども、これにつきましては、小学校の教員の負担を軽減するために、消毒作業を外注するというものでございます。小学校27校を予定しています。その下の業務委託料の測量業務につきましては、旧港西の分筆測量の登記を行うものと、それから中竹野、竹野南の不動産鑑定を行うものでございます。その下の事業用備品につきましては、小学校の備品、例えば空気清浄機でありますとか保健室の備品、パーティションということで、コロナ対策に必要な備品を整備するというものでございます。

下の枠の中学校の管理費になりますが、こちらの手数料につきましては、先ほど申しました学校の先生の消毒作業の負担軽減するための外注ということと、事業用備品につきましては、小学校と同様の整備を行うものでございます。

次に、歳入になります。169ページをご覧ください。

さい。上から4枠目になります。学校保健特別対策事業費補助金、これは先ほどのコロナ対策の2分の1の国庫補助ということでございます。

続きまして、160ページ、債務負担行為になります。上から3つ目になります。学校給食センターの調理業務の債務負担になりますが、民間委託を今進めようとしておりまして、令和4年度から8年度までの5年間の調理業務に係る債務負担ということでございます。以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○子ども教育課長（和田 晃典） 資料の181ページをご覧ください。一番上の枠になりますが、まずはスクール・サポート・スタッフの配置につきましては、教員の業務の負担軽減のために配置するものです。小・中学校各1校に配置する予定で、人件費の予算を計上させていただいております。

続いて、道徳教育実践研究事業費につきましては、中学校区を単位として推進地域を指定し、小・中学校が連携しながら道徳の授業づくりや評価の在り方などの研修を行い、道徳教育の充実を図るものです。日高西中学校区を予定しております。

その下の学校振興事業費につきましては、採点システムを活用し、テストの採点結果をデータ化することで、生徒のつまづきを客観的に把握、分析を行い、それを基に授業改善や支援方法について研究を行うものです。学校評価を通じた授業改善事業として実施をします。

一番下の枠になります。学校運営事業費につきましては、中学校のクラブ活動の備品購入のための予算となります。

続いて、歳入です。169ページをご覧ください。中段の枠になりますが、教育総務費補助金がスクール・サポート・スタッフ配置事業の歳入になります。また、下段の教育総務費委託金が道徳教育実践事業及び学習評価を通じた授業改善研究事業の歳入となります。

続いて、171ページをご覧ください。一番上の枠になりますが、財政調整基金繰入金の一部が中学校のクラブ活動の備品購入のための歳入となりま

す。以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○子ども育成課長（木下 直樹） それでは、175ページお願いいたします。中ほどでございます。児童福祉総務費、国庫負担金精算返納金につきましては、令和元年度事業の実績に基づきます精算によるものです。令和2年度中に返納予定でしたが、国の額の確定作業が遅れておりまして、返納のほうが今年度になる見込みのため再度予算計上するものです。内訳は保育環境改善等事業費補助金返納金が48万1,000円、それから保育体制強化事業費補助金返納金が35万9,000円です。

その下の枠でございます。子ども子育て支援交付金事業費です。こちらのほうは保育所等において新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために、職員が感染防止対策の徹底を図りながら保育を継続して実施していくために必要な経費や感染防止用の備品等を整備した際の経費を補助するものです。

延長保育促進事業につきましては、1施設当たりの上限が利用定員60人以上については25万円、利用定員20人から59人以下については20万円、利用定員19人以下については15万円です。

それから2つ目の一時保育促進事業につきましては、1施設当たり上限が30万円です。

それから保育環境改善等事業につきましては、当初予算で施設1施設当たり50万円を上限に事業費として1,250万円を計上しておりましたが、新年度になりまして制度の変更があり、利用定員60人以上につきましては、これまでどおり1施設当たり50万円が上限ですけども、利用定員20人から59人以下については40万円、利用定員19人以下については30万円となりましたので、事業費が910万円となったために340万円減額するものです。

次に、歳入でございます。169ページをお願いいたします。上の枠の国庫補助金の2枠目、それから中ほどの枠の県補助金の2枠目、こちらのほうは子ども子育て支援交付金等事業費に対します国と県の補助でございます。延長保育促進事業費補助金

と一時預かり事業費補助金の補助率につきましては、国県とも事業費の3分の1ずつです。それから保育環境改善等事業費補助金につきましては、先ほど申しましたように、新年度は制度が変わりまして1施設当たり補助の上限が減額になったことと、それから事業に対します国の補助率のほうも10分の10から2分の1に変更になったことなどによりまして減額となっております。

説明は以上でございます。

○分科会長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 160ページですね、債務負担行為補正なんですけども、先ほど学校給食センターの調理業務について5年間の指定管理というか、委託とかの説明ございましたけども、一般質問でもあったのかな、12億3,760万円という大変多額の事業費なんですけども、3か所の給食センターを事業委託するという内容だったというふうに理解してます。センターで取り扱う数がかかなり多いということもあって、これを一括発注というふうな方針をお伺いしたように記憶しとるんですが、例えば地元でできれば豊岡市内の事業者分割で発注することはできないのかなというふうに思うんですけど、その辺りの委託方針について、改めてちょっと確認をしたいと思うんですけども、お願いできますか。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 本年2月に策定しました基本方針の中でも業者に対する要件っていうものを規定しております。その中では、やはり豊岡市、初めて調理業務の委託ということに取り組むことでもありまして、できるだけ実績のある業者であることを一つは上げております。まず地元からの参画っていうところでは、現在把握してる中では、ちょっと難しいかなというふうには考えております。

一括という面に関しましては、3つのセンターがあるわけなんですけども、それぞれの人員の不足時のやりくりなど、3センター一括での管理のほうが受

けていただく業者にとってもメリット、あるいは安全・安心を確保しやすいと、こういうような観点から3センターを一括で発注するというを現在考えておるところでございます。以上です。

○委員（青山 憲司） よろしいですか。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○委員（青山 憲司） 方針についてはお伺いしました。1つ2つちょっと再度確認なんですけども、実績のある業者ということなんですけども、市内に例えばこれだけの給食の業務を受けるところがないというふうな判断なのか、あるいは一括で、それと例えば今の3つを3センターを一括でということなんですけど、人員の確保等も説明あったんですけど、これを分割することの方針っていうのは、例えば分割であれば受けれる事業者が市内におられるのかおられないのか、その辺りの検証なり確認っていうのはされたのかどうか、そこんところはいかがですか。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 市内で該当する業者は現在把握している中ではございません。というのが、今回の要件としまして、学校給食、共同調理という、そういったジャンルの受託実績っていうものを先進地の例を参考にしまして、やはり学校給食っていうものの意義、あるいはいろんな手続などに精通した業者であることが今回初めて導入する豊岡市にとっては非常にメリットがあるというふうに考えておられて、そういった面での受注実績という意味で市内業者では該当するものはないというふうに把握しております。以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ、青山委員。

○委員（青山 憲司） できれば地元の食材を使って給食を供給っていうんですか、されてるというふうに思うんですけど、体制としては多分給食センターに勤めておられる方が引き続き学校給食の調理だとかをされると思いますし、給食自体の品質だとか安全性については管理栄養士さんが多分配置されて、その辺りのこともチェックをされるというふうに思いますし、メニューについてもそれぞれのどう

いうんですか、地元産、地元の食材を活用した給食の提供になろうとは思いますが、そういう意味では、やはり地元の事業者さんを再度確認をして、できるだけそういった地元の事業者さんが供給できるようなことを探ってみるということも私は必要ではないかなというふうに思うんです。その辺りについては可能性としてあるのかなのか、今後この学校給食についてはね、委託することの是非も以前から議論されてきてるんですけども、時勢柄というか、そういうことも含めて委託をとということになってきたと思うんですけども、そういう今の委託業務の在り方も含めて、やはりもう一度地元の事業者の方の可能性も探っていただきたいと思うんですけど、その辺りの可能性についてはどうなんでしょう。

○分科会長（上田 伴子） はい。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 今回の委託につきましての実績という面で申しますのは、やはり何か事故があったときに、業者としてしっかりと責任を果たせるかどうかということも裏表で十分確保する必要があるというふうに考えています。地元業者さん、分割することによって参入、人的な参入という面ではやぶさかではないというふうには感じておるところではございますけれども、そういった業務の継続性という面で、やはり規模的に実績のあるところというふうに考えております。もちろん市内でそういった業務をしとられる業者さんがあれば、今回の初導入に当たっても十分参入いただけると思うんですけども、ただ、今後につきましては、今回5年間の委託を考えておりますけれども、その中で市のほうにつきましても民間委託を導入して学校給食を運営していくという方法、やり方など運用などにも十分ノウハウのほうの蓄積がしてくる中で、今後、また分割するなり、そういった何か課題がありましたら対応を考える中では、将来的にはそういった方法も十分可能性としてはあるとは思っております。以上です。

○委員（青山 憲司） 最後にちょっと1点だけ。

○分科会長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 分割発注ができないというその理由をお聞きしたいのと、できれば分割発注で、あるいは競争入札になろうかと思うんですけども、実績がある業者ってということになってくると、当然、限られてくると思います。ですから、市内の事業者さんでそういう参入意欲があれば、むしろ分割してでもそういう事業者さんにあてて、例えば雇用も含めて、それから税収も含めていろんな角度から検討してみる可能性は私はあると思います。ですから一括発注ということにこだわらずに、むしろそういったことも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○分科会長（上田 伴子） 大谷参事。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 公募に当たりましては、選定委員会を開きまして、その中で要件を再度検討することにしております。いただきましたご意見につきましても、その委員会の中で十分検討してまいりたいと思います。以上です。

○委員（青山 憲司） お願いします。

○委員（伊藤 仁） よろしいですか。

○分科会長（上田 伴子） はい、伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 給食センターについてちょっとお尋ねをしたいんですけども、今回、債務負担行為の金額がどのように設定された根拠なのか、そして現状、今3つが動いてるわけですから、どれぐらいの減額になっているのか、そして全体の職員として何人ぐらいが業務をされていて、正職員が何人おられて、そしてね、今正職でない方は再雇用をいただくんではないでしょうかけれども、そうなりますと豊岡市として何か条件をつける気あるのかなのかね、その辺りもお聞かせください。

○分科会長（上田 伴子） 大谷参事。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 2月に委員様にも配付いたしました基本方針のほうでも、今のご質問の中の部分的には記入はしておるところではございますけれども、人数的に申しましたら、調理に関わっておりますのが3センターで76名でございます。それで今回の予算に計上しておりますのは、まず人件費として76人相当、現在の人員相当の見積りと

しております。これは人件費部分です。その中には現在では正規職員と会計年度任用職員がございませぬけれども、正規職員のほうが19名ございませぬ。57名が現在会計年度職員というふうになっております。人件費の算出に当たりましては、会計年度職員につきましては、現在の給与相当をベースに考えております。正規職員のほうにつきましては、民間における賃金相当、給与相当ということで、現在の正規職員への給与とはまた違うものを算定しておりますけれども、その中で総人員は変わらず人件費としましてはそういった格好で算出することによりまして、正規職員の算定よりかは効果額、人件費の金額としては下がってはおります。それに付随します物件費などとして、衛生管理に係る費用、職員研修に係る費用、衛生管理に係る費用の中にはペーパータオルなどの消耗品から調理費なども含めまして76名に係る物件費、消耗品、あるいは会社の管理費などを見込んだそういった金額で算定を行っております。総じまして現在の給食センターの管理運営にかかっている費用の総額としては金額的には下がってくる。

- 委員(伊藤 仁) ざくっと数字が出ませんか。
- 教育総務課参事(大谷 康弘) 金額につきましては、効果額としましては約4,000万円程度。
- 委員(伊藤 仁) 4,000万円程度。
- 教育総務課参事(大谷 康弘) はい、という試算の下でこの方針に踏み切っておりますけれども、それは今後の発注状況によってはどんぴしゃの金額になるかどうかはあれですけれども、そういった試算の下で今回の計画を行っております。以上です。
- 分科会長(上田 伴子) はい、どうぞ。
- 委員(伊藤 仁) 再雇用をどういった条件付で今任用職員を雇われてるかっていうことを、僕、今ちょっと把握してないんですけれども、相手方に同等、それ以上の要求条件がつけれるのかつけられないのかね、その辺りはどのようにお考えですか。
- 分科会長(上田 伴子) 大谷参事。
- 教育総務課参事(大谷 康弘) 会計年度職員57名につきましては、希望される方につきましては、

全て採用いただけるように、そういったことを公募の中でお願いしていきたいというふうに考えております。19名の正規職員につきましては、もちろん調理のほうに希望される方には、その業者に移っていくことも可能ですし、現在の市の職員の中の身分のままでという希望であれば、他部署への異動ということで、それぞれの希望を聞きながら向かっていきたいと考えております。以上です。

- 分科会長(上田 伴子) 伊藤委員。
- 委員(伊藤 仁) 正職の方々はそこに残られる方はまずないと思うんです。任用職員の方々がこの条件より悪くならないことの保障が条件というかね、そういったお話をお聞きしたいんですけど、いかがですか。
- 分科会長(上田 伴子) 大谷参事。
- 教育総務課参事(大谷 康弘) 1つは現在も予算計上の中に見込んでおります現在の給与水準、あるいは勤務形態について、これはあくまでもそれ以上であることのみを条件っていうことはできない、あくまでもそこ……。
- 委員(伊藤 仁) できない。
- 教育総務課参事(大谷 康弘) はい、その会社での裁量の部分に入っていきますので、ただ、そういった配慮は十分いただける業者を選んでいきたい、公募をして選定していきたいというふうには考えておりますけれども、必ずしも勤務形態が下がらない、条件が下がらないということを確認するのは今回の公募に当たっては難しいとは考えておりますので、十分要望を行っていく所存でございます。以上です。
- 分科会長(上田 伴子) はい、どうぞ、伊藤委員。
- 委員(伊藤 仁) 何社も出てくるとも思えませんが、その中でね、もしも選ぶ条件の中に、そういったことを大変考慮しますよということは一言一文入れてほしいんですけど、いかがですか。
- 分科会長(上田 伴子) 大谷参事。
- 教育総務課参事(大谷 康弘) そういった条件、あるいは地元雇用、あるいは学校運営に関する、現在の会計年度職員の優先採用などは十分条件と

して公募に当たっては相手に意が伝わるように図っていきたいと思います。以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○委員（伊藤 仁） この話題が終わったらまたしますけども、この話題で続けて誰かおられると思いますので、どうぞ。

○分科会長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 私も2点だけ。まず、スケジュールなんですけど、7月に公募、8月に選定、9月に契約というふうなことが出てたんですけども、今、委員のほうから質問があったように、大変これについては関心の高い案件ですので、選定から契約までの間で、例えば内容について市民の皆さんにお知らせするような場があるのか、議会に対して説明をされるようなことがあるのか。できればぜひ最低でも議会には説明していただきたいと思います。契約前にね、それはお願いしたいと思いますし、もう一つは、現行の給食の運営についても運営協議会というのか何か給食の関係の審議というんか検討される場があると思いますんで、運営後の状況について市なり保護者なり学校なりが意見を言ったり改善を求めるような場が設けられるのかどうか、その2点、お伺いします。

○分科会長（上田 伴子） 大谷参事。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 選定に当たっての途中経過につきましては、市のホームページはもとより、議会のほうにも折々にご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

委託後の業者の業務の執行状況につきましては、児童生徒へのアンケートも含めまして、出来栄えが落ちてないかとかいうのも含めまして、あるいは衛生管理の実施状況につきまして、十分報告を求め、あるいはアンケートを実施しながら学校給食運営委員会などに報告したり、あるいはまた市民、議会へそういった結果についても公表していきたいと考えております。以上です。

○分科会長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） もう一つ、ちょっと忘れまして。選定委員会のメンバー、公表されてましたです

かいね。されてなかったらどういう形の方が、どういう役割の方が選定委員としてメンバーになれる予定なのか、もし分かれば教えていただきたいんです。どういう種類の方でいいです。お名前じゃなくて、どういう立場の方か。

○分科会長（上田 伴子） 大谷参事。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 選定委員会の委員につきましては、副市長を委員長と考えております。あと副委員長は担当部局である教育委員会教育次長、委員としまして政策調整部長、行革担当部参事など……。

○委員（松井 正志） 市の市役所の職員。

○教育総務課参事（大谷 康弘） 庁舎の職員を考えております。

○委員（松井 正志） 分かりました。

○教育総務課参事（大谷 康弘） ただ、その中には必要な意見、あるいは担当課の意見ということで、もちろん現在の栄養士含めそういった評価、意見のほうもその中には十分必要な説明、評価はしていきたいと考えております。以上です。

○委員（松井 正志） 分かりました。

○分科会長（上田 伴子） ほかにありませんか。

○委員（青山 憲司） ほかの件いいですか。

○分科会長（上田 伴子） はい、いいです。

○委員（青山 憲司） すみません、ちょっと1点だけすみません。183ページになるんですかね、出石海洋センターなんですけど、今回は抽せんから漏れたということだというふうに理解したんですけども、補修工事の今後の進め方について今のお考えをちょっと聞かせていただけますか。もう一度B&Gのほうにそういう申請をしていくのか、それとももうこれはしばらく見守っていくのか、その辺り含めて。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 今の出石海洋センターですけども、不採択ということで事業を1年間先延ばしということでは現場のほうもどうか1年間であればというようなことで、現状のまま対応、運営をさせていただいて、来年度には予定どお

り改修をしたいなということで、今年度8月に再度修繕の助成の申請をさせていただくというふうなことを予定しております。

○委員（青山 憲司） はい、分かりました。よろしいです。

○分科会長（上田 伴子） ほかありませんか。
伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 160ページの債務負担行為で、日高東部健康福祉センターと竹野多目的屋内運動広場が指定管理ということなんですけれども、この増減についての説明をお願いします。金額的に今回全く動いてないのか、動いたんであれば動いた理由についてをご説明ください。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 日高東部福祉健康センター指定管理料につきまして、5年間、1億4,959万円今回お願いいたしておりますが、これにつきましては、過去、現在の指定管理料、単年度2,991万8,000円と同額を5年間ということで要求させていただいております。以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○高年介護課参事（和田 征之） 金額につきましては、現在の2017年から2021年度まで指定管理しています竹野多目的屋内運動広場につきましては、金額は増減ございません。1年間15万円、5年間で75万円を今回計上させていただいております。以上でございます。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○委員（伊藤 仁） 増減が今回なくそのまま引き続きだということになった理由についてお答えください。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○社会福祉課長（宮田 裕史） こちらにつきまして、指定管理料におきましては、過去5年間、先ほど申し上げました2,991万8,000円をもちまして経営努力もありますが、予算内で運営を適正にさせていただいております。引き続きましてこの金額で運営を事業者を公募しても応募いただけるものとして同額で提案させていただいております。日高東

部健康福祉センターにつきましては以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○高年介護課参事（和田 征之） 竹野の多目的屋内運動広場につきましても、同じく5年間の収支を見て今回計上させていただいております。以上でございます。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ、伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） この2か所につきましては、前回は何かぐらい指定管理を公募があって決めたとか、何かあたり来て決めたとか、それとも指定管理の入札はしてないよと言われるのかね、その辺りちょっとご説明ください。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 日高東部健康福祉センターにつきましては、前回5年前にも公募をさせていただきまして、現在指定管理業務を行っておりますNSI1社が応募いただきまして、そのまま選定いたしております。過去、日高東部健康福祉センターにおきましては、公募している中でNSI1社だけが過去の公募に当たりましても応募いただきまして、選定をしておるところでございます。以上です。

○分科会長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○高年介護課参事（和田 征之） 竹野の多目的屋内運動広場につきましては、2016年度に公募をかけております。同じく1社の応募で指定管理をいただいているところでございます。以上でございます。

○委員（伊藤 仁） 結構です。

○分科会長（上田 伴子） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第76号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

当局の説明は歳出、歳入等の順に一気に説明をお願いします。

説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。

なお、質疑は説明が終わった後に一括して行います。

それでは、説明をお願いします。

宮田課長。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 私のほうからは、43ページ、第76号議案、令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）こちら一般質問最終日に追加提案させていただいたものですが、こちらのうちの1,828万9,000円分の事業につきましてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

資料のほうの54ページをご覧くださいと思います。こちら上にごございます款3民生費でございしますが、こちらの生活困窮者自立支援事業費ということで予算要求させていただいております。これにつきましては、コロナ等の影響によりまして収入が減少し、生活に困窮する世帯に対しまして、従来から社会福祉協議会が総合支援資金による貸付制度を実施していたところがございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響が長期化する中で、貸付金につきましても延長等が行われてきましたが、さらなる貸付けを利用できない生活困窮世帯がおられるという状況に鑑み、国におきまして貸付けではなくて給付金を支給する制度が創設されたものであります。

概要につきましては、タブレットの中の第8号補正の概要の2ページにもございますけれども、対象者といましては、社会福祉協議会が実施しております総合支援資金の貸付けにつきまして、先ほど申し上げましたが、何度か延長されてきております。

しかし、これにつきましては、借りられる期間、回数が限られてるということで、借り切ってしまうというふうなことによりまして、総合支援資金の特例貸付けにつきまして、利用できない世帯、もうこれ以上貸してもらえない世帯というのを対象にいたしまして、収入要件、資産要件、求職活動要件等の3つに該当される方に対しまして給付を行うというものでございます。給付につきましては、7月から8月末までを申請期間といたしまして、単身世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人世帯で10万円を3か月間給付するというものでございます。本市におきましては、対象世帯につきましておおむね60世帯と見込みまして、給付金総額1,800万円、人件費、事務費と合わせまして1,828万9,000円の補正予算をお願いさせていただくものでございます。

なお、財源につきましてでございますが、52ページのほうをご覧くださいと思います。款16国庫支出金にごございます新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金ということで、全額国庫からの補助金を予定してるところでございます。以上です。

○分科会長（上田 伴子） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） もし分かれば教えていただきたいんですけども、支援金の対象者というのは約60世帯を想定されているんですけども、条件が総合支援資金の貸付限度額オーバーであったり不承認であったりというふうになってるんですけども、こういう把握された以外にそもそもそういう資金を利用せずに同じような生活をなさってるような方っていうのはあるというふうに判断されているのか、そういうあたりの方には救いの手っていうのはこの制度はできないということになるんで、じゃあ、それをどうするかってことが考えられておるんだったら、もしあるのか、見通しとして見込みとしてそういうものがあるのかどうかっていうこと、もしつかんでおられたら教えていただきたいんですけども。

ど。

○分科会長（上田 伴子） 宮田課長。

○社会福祉課長（宮田 裕史） 今、松井議員よりご質問いただきましたが、本市におきましては、生活困窮の相談につきましては社会福祉協議会の「よりそい」において委託業務を行っております。そちらのほう適切に今回の総合支援資金等の貸付けにつないでいただいたり、また貸付けで対応できないと明らかにもう分かる方につきましては、生活保護につなげていただいたりということで連携を図って実施しておるところでございます。したがって、その中でまだ十分「よりそい」というものがご理解いただいてない方もあるかもしれませんが、私どもといたしましては、基本的に生活困窮で当面のお金が足りない方につきましては、「よりそい」を通じて総合支援資金の借入手続等につながっているもの、また生活保護につながっているものということで、総合支援資金のほうの貸付けが終了、これ以上借りられない方ということで60人という把握しておりますが、こちら以外にはないものというふうに理解をいたしているところでございます。以上です。

○分科会長（上田 伴子） ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託、また分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言をお願いいたします。

先ほど国保の会計のところ、ちょっと途中で

申しましたが、私は委員会の採決では通りましたけれども、本会議では別の態度を取るかもしれませんのでご了承お願いいたします。

ほかはないですか。

それでは、ここで、請願・陳情の審査に関係しない方については退席していただいて結構です。ご苦労さまでした。

報告事項に係る部署につきましては、改めてご案内をさせていただきますので、お疲れさまでした。

分科会を暫時休憩します。再開は11時です。

午前10時51分 分科会休憩

午前11時00分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、請願・陳情の審査に入ります。

陳情第1号、健康福祉センターと条例に関する陳情書を議題といたします。

このことについては継続審査につき、事務局による陳情書朗読は省略いたします。

本件につきましては、皆さんご承知のとおり、3月定例会において継続審査となっております。

まず、当局から意見・説明等がありましたらお願いいたします。

原田部長。

○健康福祉部長（原田 政彦） これまでの経緯につきましては、もう既にご承知をいただいておりますが、改めて整理をさせていただきたいというふうに思います。

まず、健康福祉センターにつきましては、どのような扱いだったかということでございますが、豊岡市内の健康福祉センターとしての使用を廃止すると。これは健康福祉センターの条例を廃止することと、貸し館業務を廃止することとでございます。豊岡健康福祉センターにつきましては、市民会館の除却に合わせて除却するというふうにしておりました。その後、センターの在り方が市長選挙の争点となり、豊岡健康福祉センターの廃止、取

壊し決定は十分な話し合いの後でと選挙公約されました関貫新市長が誕生し、新市政がスタートしてきたところでございます。豊岡健康福祉センターの入居団体の一部から陳情書が議会のほうに提出されて、継続審査となったことや、あと市長選挙などがあったことから、その後は入居団体との話し合いが行えていないような状況でございます。

このような状況の中で、健康福祉センターの在り方の見直しにつきましては、改めてスタートラインに立ったものだというふうに認識をしております。したがって、今後の進め方としましては、一般質問のほうでもお答えをさせていただきましたけれども、十分な話し合いの場を設けて入居団体の皆様との議論を深めていくということがまずもって必要であるというふうに考えております。その上で、入居団体の皆さんの果たす役割であるとかその影響、それから公共施設マネジメントの推進への影響、また、センター以外の民間の物件のほうで事業運営をされております団体もありますので、そこの整合性、それから一般市民への説明責任、そういったものに配慮しながら今後センターの在り方について総合的に判断することが求められているというふうに考えているところでございます。以上です。

○委員長（上田 伴子） ほかに説明がありましたら、いいですか。

質疑・意見はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 総合的に判断をすると、検討するというふうな部長のご説明が、それが全てを物語っていると思います。過日の選挙結果に込められました市民の皆さんのご意向とか、それから代表質問や一般質問で答弁されたときの関貫新市長の姿勢、文化よりも福祉を大事にしたい、とりわけ命に関係する部分については守っていきたいというふうなことを強く強調されたご答弁だったと思います。こういうものを踏まえて、担当部局としては、先ほども総合的にということはあったんですけども、豊岡健康福祉センターの建物やその機能について現段階でどういうふうにしようとしてるのか、し

たいと思っておられるのか。さらには今日も傍聴にお越しの方もいらっしゃいますけれども、豊岡健康福祉センターに入居されている団体の皆さんの強いご要望に対して、今後どのように処遇をしようというふうに考えておられるのか、総論的に結構ですんで、概要についてご説明いただければと思います。

○委員長（上田 伴子） 原田部長。

○健康福祉部長（原田 政彦） まず、現段階で建物やその機能についてどうすべきと考えているかの点についてでございます。入居団体の皆様には今まで非常に本市の福祉の推進について大きな役割を担っていただいたというふうに考えております。今後も引き続きこの本市の福祉の一翼を担っていただけるものと思っておりますし、ぜひ担っていただきたいというふうに考えているところでございます。

前々から言っておりますように、この福祉の明かりというものは決して消すことなくしていく必要があると思っております。入居団体それぞれが発揮されております役割、機能、こういった機能を維持することは本市にとっても非常に大切なことだというふうに考えているところでございます。そのため、健康福祉センターという建物の中で、その機能を維持するのがいいのか、あるいは別の場所でも可能なのか、そういったことも含めて入居団体の皆様と十分な話し合いの場を設け、お互いに意見交換することが重要だなというふうに考えております。

それから、団体の皆様の強いご要望に対して今後どのように考えているのかという点についてでございます。入居団体の皆様の強い思いというのは十分伝わってきております。一方で、時代がこう変遷してくる中で、民間施設で活動されている団体も多くあります。そういう団体も創意工夫をしながら活動を推進されて、また独立独歩でされてるようなところもたくさんあるのが現実でございます。また一般市民の方々に対しても、今回こういうふうに多額の予算を使いながらセンターを維持していくこと、こちらの説明責任っていうのも我々としては果たしていく必要があるなというふうに考えており

ます。

このように、様々の立場がございますので、そういう様々な立場に配慮しながら、今後どのように処遇していくべきなのか、入居団体の皆様と話し合いをしていくということがまずもって非常に重要というふうに考えております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 新文化会館の建設が現段階では停止をされてるんですけども、そういうながらも今年度中というふうな答弁もありましたんで、まだ時間があるというものの、新年度予算に何か反映しようと思えば、方針については年内くらいに出してこないと駄目だろうと思いますが、今現時点でいつ頃までぐらいには決めていきたいかというふうな思いがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（上田 伴子） 原田部長。

○健康福祉部長（原田 政彦） 一般質問のほうでも市長のほうで答弁しましたように、遅くとも年度内には結論を出したいということでございます。特に豊岡と竹野を除きます健康福祉センターにつきましては、今年度末が指定管理期間の終期になっております。したがって、今後の状況次第ではいずれかの時点で指定管理期間を1年程度延長するようなことも検討する必要があるというふうに現時点では考えているところでございます。いずれにしましても早急に入居者団体の皆様とのそういう意見交換の場を設けていきたいと思っております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 入居団体の皆様のご意向を踏まえると、一つは現在のセンターの存続であったり団体の皆さんの入居の継続、さらにはセンターと同じレベル、先ほど部長がご説明あったように、同じレベルの代替施設を確保して経費負担とか利便性などが同程度の条件で入居できることが望ましいと思うんですけども、一方、先ほど説明もありましたように、同種団体が市内に活動されておると、そういう方とのバランスを考えると、団体の皆さんが自ら入居先を見つけて、その際、現状と負担増な

どがあれば市が支援することを検討するとか、それ以外の方法ということが考えると思いますけども、担当部局の検討状況踏まえると、それも現段階では見通しがまだついてないと思うんですけども、そこら辺で何かここら辺は特に意識しながら進めようというようなお考えがあれば、この際、ご説明いただければと思います。

○委員長（上田 伴子） 部長。

○健康福祉部長（原田 政彦） まず、入居団体の皆様が健康福祉センターでなくてはならないというそういった理由であるとか、あるいは仮にどこか移転となった場合の具体的な条件、こういったものを、さらに膝を突き合わせながら具体的にまずお聞きする必要があるというふうに考えております。仮に移転となった場合、移転先についての確保というのは、従前から言っておりますように、市のほうであつせん、紹介、これはしっかりとしていきたいというふうに考えております。その際に、移転となった場合には、当然家賃が高くなったりとか、あるいは移転先の一部修繕が必要であったりとか、そんなことも出てこようかと思っておりますので、その辺りのことについては市としても何らかの支援策が必要だと考えておりますので、それはもう今後可能な範囲で検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 今回の陳情趣旨というのは、一つは豊岡健康福祉センターの条例を廃止せず充実をしてほしいというのが一つあったと思います。もう一つは健康福祉センターを廃止せず福祉の拠点として充実してほしいというのと2つあったと思うんですけども、現在そこに入ってる市の行政機関であることも支援センター、部局が違うんですけども、支援センターが仮にアイティに移転っていうか移動してしまうとそういう状況の中で条例を廃止しないっていう選択肢が成り立つかどうか、そこら辺についてのお考えについてもお聞きしておきます。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） センター条例を廃止せず残した場合、こども支援センターが移転しますと条例の設置目的そのものが非常に脆弱となってしまう。ですので、センターの条例を廃止せずに残すとなった場合は、それ相応の対応を考える必要が出てまいります。今のところは、じゃあ、どのように対応するのかというのは、そういう案は持っていないような状況でございます。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 関連して再度。ということは、こども支援センターが移動して、例えばその後に関東市の行政施設、行政課、そういうものが入れればセンターの条例そのものは廃止せず存続することは理論的には可能だということではよろしいですか。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） そうですね、そもそも設管条例の目的といいますのが、要は障害者の推進事業を行っているということや保健センターの業務を行っているということが大きな設置目的になっておりますので、今委員がご指摘されたように、健康福祉部なりのだこかの組織がこのセンターの中に入るとか、あるいはそうですね、地域包括支援センターとか社協のほうに委託してる事業もあります。それも実施主体は豊岡市ですので、そういう委託をされている団体が健康福祉センターに入れば、それは健康福祉センターの設管条例に沿うこととなりますので、そういうことをすれば引き続き条例を残したままということは可能だと思います。以上です。

○委員（松井 正志） 最後もう一回ちょっと関連して。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○委員（松井 正志） 今のまま行政施設、条例廃止するというようなことを議論してるんですけども、逆に大発想の転換をして、建物はまだ耐震を工事したところだったらまだ使えるとして、条例を廃止して行政施設でなくなっても普通財産として例えばどっか現在入居団体が入っている以外の中心になるような団体が入って、大部分の維持経費を持ちま

す、そしてそれ以外の入居団体は従来と同じような経費を負担するというようなことで例えばどっかの団体が名のりを上げたら、普通財産であってもセンターの建物自体を残すことは可能だと思うんですけども、そういう理論的にはそういうふうな考え方ができるのでしょうか。提案も含めてそういうふうなお聞きしていただきたいと思うんですけども。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） 質問としましては、普通財産として残す場合の話ですね。普通財産として残す場合には、確かに今の入居団体の中で全ての光熱水費であるとか修繕料であるとか法定の点検料、そういったものを補ってもらおうということは、大変負担が重くなりますので、現実問題難しいかなと思いますけれども、ただ、今おっしゃったように、中心になる団体が健康福祉センターの中に入って、多くのコスト増となる部分のところを、その中心になる団体が負担をしていただけるということであれば、それ以外の、今、仮に入居されている団体の方々の負担は軽くなりますので、そういうことがもし可能であれば、普通財産でも向こう何年になるか分かりませんが、耐用年数の許す限り、普通財産として活用することは可能かなとは思ってます。以上です。

○委員長（上田 伴子） ほかにありませんか。

はい、どうぞ。

○委員（芹澤 正志） 今、入居されている方々の活動とか意義というのは非常に大切なものですし、必ず守ってあげなければいけないというのもよく分かります。

それを踏まえた上なんですけども、市長は、それ、単独で考えるのではなくて、やはり言ってみたら新文化会館の件で福祉センターの件があるから、新文化会館はストップするんだというような答弁があったと思いますけども、それは確かに個々に考えるんじゃなくて、やっぱりトータルして考えなければいけないと思っております。言うなれば、福祉センターを残した場合、それから、移転先がうまく見つかった場合、それから、そしたら、この新文化会館

はどう動いていくのかとか、隣の市民会館のこともありますし、要するに市民の負担がどれだけかからず、活動をされている方々を守ってうまくやっていくかというところが、非常にここが大事なところですので、やはりトータルして考えていかないと、要はお金の流れですね、一番は。トータルして考えていかないと、どんどんどん市民の負担が増えていく可能性があるのではないかなと思います。

例えば今年度中にそれが、市長の思いというのが言われて、どう動いていくのかというのが決まってから、それから、新文化会館が動いたのでは多分、勉強不足でよく知りませんが、相当な余計なお金が、公適債のこともあるでしょうし、かかってくると思います。そういうことを考えると、やはりトータルして、これから考えていかなきゃいけないというふうに思います。もちろん移転先を探して、入居されている方々との話し合いを上手にするというのも大事ですし、先ほどありましたように、普通財産でやっていけるなら、それにこしたことはないんですけども、それならば、ほかの施設をちょっとでも早くどうするのかということも考えていかなければいけないということ、もろもろ含めて、言ってみたらお金の流れも全て、関連するものをやっぱり1枚物というかちゃんと横並びにして比較して、今後、我々は検討していかなきゃいけないというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○委員長（上田 伴子） はい。

○健康福祉部長（原田 政彦） 今回の件については、センターを残すのか取り壊すのか、また、新文化会館を建てるのか建てないのか、そのまま市民会館を使うのかどうかという、これをセットでということで、多分いろんな選択肢を考えながら、センターを残した場合、市民会館はどうするのか、センターを取り壊した場合、市民会館はどうするのかという、いろんな選択肢があると思いますので、それをセットで維持経費であるとか、あるいは建て替えるに伴う経費なんか、全てその辺の経費を算出する中で、それぞれの選択肢が比較考量できるように、そういった資料も作っていただけるとは思ってます。以上で

す。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○地域コミュニティ振興部参事（桑井 弘之） ちょっとすみません、横のほうから口を挟ませてもらいますが、新文化会館の建設、当初からの中で、一応、福社会館というのは特にこの契約の中ではどうするかというのは入ってないというのは大前提で、それだけのご承知おきいただきたいんですけども、取り壊した後は駐車場に活用できるとかいう話もあったわけですが、一応、駐車場については新文化会館の敷地内に50台ぐらいは確保しつつ、周辺の駐車場も利用するというで解決していくという方向性は基本構想、基本計画の中でお出ししております。

そういった中で、そもそもこの新文化会館というのは公共施設マネジメントの考え方から始まるということで、出石のひぼこホールと市民会館の機能を統合して、新しい文化会館を建てるんだということが大前提です。ですので、この新文化会館が建った暁には、市民会館は当然取り壊さなきゃいけない、これは公共施設マネジメントの考えの中で、集約化ですので、そこを残すわけにはいかないで、これは必然的に取壊しになります。取壊しになりますので、そこは駐車場にも活用できるということで、そういうストーリーで事業を進めております。

そもそも建て替えを判断したといいますのは、公共施設整備適正、ちょっと正式な名前がなかなか出てきません、公適債、これを活用するに当たっては、集約して最初に新しいのを建てて、将来的に、次、大規模改修のときにもその公適債を使えると。その他、トータルして40年、60年比較すると、やっぱり一般財源持ち出しはそれが一番安くつくということで、今、大規模改修して、大規模改修しても20年ぐらいいかもたせられないとしても、かなりの32億円とかいうお金がかかるという比較をする中で、大規模改修をしてから、次、建て替えるのではなくて、次、建て替えるときには公適債を使えませんので、それで、やっぱり一番財源的に得な、今、新しい文化会館を建てて、将来的に改修も進め

ながら延命していくという方法を取ったというところでございます。

今年度来、判断するというので、今、事業止まっておりますが、6月、今回補正をすれば何とか予定どおりには進められるかなという事務局の思いはあったわけですが、これが例えば9月になっても、恐らく1年、2年延びるのかなということで、そういうわけで、ますます今の現市民会館、これの危険性といいますか、いつ機能を停止するか分からないというようなことも影響してきますので、ちょっとその辺でなるべく事業が延伸すると難しい状況が起こってきて、さっき言いました、同じく建て替えて、次、長寿化して延命していくという、今の公共施設マネジメント的に一番得だという我々も判断しておるわけでございますが、延びれば延びるほど、今度、じゃあ、集約化というストーリーがなかなか成り立たなくなる可能性もございます。出石のひばこホールと何でこの遅うなってから統合するんだ、そのストーリーがなかなか成り立たないというようなこともございますので、できれば早い判断を望むというのが新文化会館的な立場でございます。以上でございます。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○委員（芹澤 正志） 新文化会館のことばかりになって申し訳ないんですけども、そうした場合、来年から1年、2年延びた場合、ざっくりで、また、先ほど言われたように、やっぱり一覧にした比較ができるのが上がってくるとよく分かると思うんですけど、ざっくりですけども、1年、2年延びた場合、どのぐらいの、また余分のお金がかかってくるか、ざっくりでいいんで教えていただけますか。

○委員（松井 正志） 議事進行。陳情審査の内容に限定した発言をしていただきたいと思います、委員長。

○委員長（上田 伴子） 議事進行を認めます。

はい。

○委員（青山 憲司） よろしいか。今の新文化会館とリンクした事業として、この福祉センターの廃止があるというふうな話ですから、それに伴う事業予

算がどれぐらいかかるかということの質問で、それはちょっと確認してもらいたい必要があると思うんですけど、今の担当部署がそれを答えられるかどうかというのは分からないですよ、財政的なことなんでね。だから、そのところをちょっと一遍確認してもらったらどうですか。

○委員長（上田 伴子） どうですか。松井委員。

○委員（松井 正志） 範囲を限定して。さっきの部長の発言も余分なことが入ってる。

○委員（青山 憲司） だから、それに対する質問だから、それについては答えられる部分だけ答えてもらったらいけないですか。

○委員長（上田 伴子） じゃあ、あまりたくさん付随せずに、端的に。 はい、どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） 豊岡健康福祉センターの判断が1年、2年延びた場合の話ですけれども、この豊岡健康福祉センターについては、来年度末が指定管理終了ですので、それまであと2年間ございます。指定管理をしている中で、大体、豊岡健康福祉センターについては、年間800万円程度の赤字といいますか、市のほうでの負担が生じておりますので、これが指定管理、あと2年ですので、800万円掛ける2の1、600万円ですね。それ以降も延びていくと、その部分でどういう延ばし方をするのか。指定管理を延長するのか、あるいは普通財産のままでいるのかということにもよりけりなので、何ともちょっと金額的なことは言えませんが、この2年間で単年度大体800万円ほどのコスト負担が出てくるというふうなところから、どれぐらい延びるか年数を掛けてくると大体金額が出てくるのかなと思っております。以上です。

○委員長（上田 伴子） いいですか。

はい、青山委員。はい、どうぞ。

○委員（青山 憲司） 今、先ほどの2人の委員の質問で、大方よく分かってきたんですけども、今回の陳情というのは、当初、今の公共施設の再編の中で判断したときの、まだ継続使用というふうな判断があったわけですね。そこにも大きな一因があるというふうに思うんです。今回は今の所管課が再編事

業を所管しているところとまた違うもので、その辺りのすり合わせがうまくいってなかったというふうにも思うんです。それと、当然、財政的などころも含めて見れば、政策調整部も絡んでくる、そういったところの調整が公共施設再編に絡むところでうまく整合性が取れてなかったというふうに、今の状態を見れば分かるんですけども、先ほど芹澤委員から話があったように、この施設の存続をするに当たってどれぐらいの費用がかかるのか、建物の延命、長寿命化をしたとき、それから、新文化会館についてどういった影響が出てくるのか、それから、これ、普通財産とした場合、先ほど部長から話がありましたように、普通財産にして継続する場合はどういふふうになるのか、その辺りの整理したものがないと、なかなか今のこの建物を存続していいものかどうか、公共施設再編の計画も含めてですね、後々どういった費用がかかってくるのか、その辺りもある程度のデータが示されないと、なかなか判断としては難しいというふうに私個人としては思うんです。

今の芹澤委員がおっしゃったようなデータ、資料はいつ頃、これ、示せるものかどうか、それは公共施設再編に絡む話で、財政に絡む話も出てくるんで、その辺りとの調整が必要かなと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） 我々もこの3月議会以降、全く止まっているような状況ですので、一日も早く、この状況を打開するために加速する必要があります。そんな中で、まずは十分な話合いの場を設けたいということと、同時並行で今のこの経費部分については財政負担にも関わってきますので、それは新文化会館等々とセットでどのような金額、推移なのかというところは早い段階でお示しできたならと思っております。ちょっといつとは言えませんが、我々も非常に気になっているところがございますので、その部分の試算はしていきたいなと思っております。以上です。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○委員（青山 憲司） よろしいですか。今この陳情

者との十分な話合いの必要性はよく理解していただいていると思うんですけど、この建物をセンターの機能をそこに残すという、今の普通財産にするのか、あるいは事業財産としてそのまま残すのかというものもあるんですけども、そうしたときに、今、これを普通財産に移行したときに、去年の10月の説明では、相当使用料とかの負担が大きくなるということも言われてましたよね。ですから、そういう使用料に係る、これぐらいになりますよというふうなことも併せて、先ほどのデータとして示していただきたいと思っております。先ほどの説明の中であった移転ですね、移転について、絶対駄目だということか、その辺りのちょっと核心に迫った話もやっぱりしていく必要があると思うんですよ。

だから、条件として、もうここの建物存続ありきでのことなのかということが、陳情者との交渉の中で一度また確認をしていただきたいと思いますし、そのことについては、また議会にも逐一説明をお願いしたいと思います。

この陳情の中身に条例を廃止せずに充実とか、あるいは建物を廃止せずに福祉の拠点として充実するとか、この充実の中身について、確認がちょっと取れてないんで、充実の内容、例えば使用料をもっと安くしてくれとか、あるいは建物の改修をしてほしいとか、そういうことまで言われてるのかどうかということも含めて、ぜひ、その辺りの確認をしていただいて、また、議会にも説明をお願いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○委員長（上田 伴子） はい、どうぞ。

○健康福祉部長（原田 政彦） 今のご指摘の点につきましては、そのような方向で検討や試算をしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（上田 伴子） いいですか。ほかはないですか。

それでは、意見も煮詰まってきましたので、この後、討論に入りたいと思います。

当局の皆さんには、説明等でご協力いただきありがとうございました。討論に入ります前に、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

傍聴者の皆様、ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

午前 11 時 34 分 委員会休憩

午前 11 時 36 分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） それでは、委員会を再開します。

討論はありませんか。

はい、どうぞ。

○委員（芹澤 正志） 討論に入るまでに、先ほどの件でございますけども、継続審査ということで、また資料が出てきて、また改めて審査ということでお願いしたいと思います。

○委員長（上田 伴子） ただいま芹澤委員から、陳情第 1 号については、引き続き閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

直ちに本動議を議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（上田 伴子） 賛成全員ですので、全員挙手ですので、陳情第 1 号は閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

ただいま継続審査動議が可決されましたので、お諮りいたします。陳情第 1 号を議長に対して、引き続き閉会中の継続審査事項として申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 37 分 委員会休憩

午前 11 時 39 分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） それでは、休憩を解きます。

まず、請願第 1 号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を議題といたします。

事務局より請願、陳情文書表の朗読をお願いします。

○事務局主幹（小崎 新子） 読み上げます。

請願第 1 号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件。受理年月日、令和 3 年 6 月 3 日。

趣旨。義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育鮮度の根幹をなしている。

「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫しており、また、自治体間で教育格差が生じること自体が大きな問題である。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、家庭の経済状況や自治体の財政状況で学ぶ環境に差が生じることが、絶対に避けなければならない。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。義務教育費国庫負担制度は今後も堅持されるべきであると考えます。

こうした理由から次の事項の実現について、地方自治法第 124 条の規定により請願する。

記。1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

2、上記の項目について、政府等関係機関に対し、意見書を提出すること。

提出者、豊岡市京町 3 番 6 号、豊岡市教職員組合執行委員長、谷垣茂彦。紹介議員、青山憲司、西田真、足田仁司。付託委員会、文教民生委員会。

以上でございます。

○委員長（上田 伴子） ただいま、ここに紹介議員の青山議員がおられますので、何か補足がありまし

たらお願いします。

○委員（青山 憲司） すみません、今の説明のとおりなんですが、現在の教職員の給与の3分の1は国が交付してもらっております。ただ、2007年までは2分の1ありましたので、相当な額は2007年以降、県、自治体が負担するということになっておりますが、教職員は児童数、生徒数が減ってるからといって、教職員を減らすことというのは難しい現状があります。

兵庫県の教員採用試験の倍率というのが、全国的に見て相当高いレベルにあります。小学校で4.5倍、中学校で4.5倍、これに比べて北海道なんかは1.3倍、教職員の採用ですね。それから、九州の福岡、長崎、大分は1.4倍と、教職員の競争、採用試験の倍率は相当高い状況にあり、ただ、教職員の今の多忙化やいじめ、体罰の問題だとか、そういう中では学校の先生は大変だというふうなイメージもありますし、教頭の成り手がなとか、そういったことも問題としてよく取り上げられております。現在は新型コロナの対応として、教育現場は大変な状況にあるということも言えます。

何より生まれ育った場所だとか状況によって、教育の質に違いがあつてはならないということもあつて、学校の教育現場というのは、大変、学校の先生はしんどい状況にあるというのは現状であります。

そういうことから、国に対して、教職員の義務教育費の国庫負担の制度は何としても守ってほしいというのが請願の趣旨でありますので、それに賛同して、私たちも署名をさせていただきました。以上です。

何とか皆さんのご賛同をよろしく願いいたします。

○委員長（上田 伴子） ありがとうございます。

この件について、当局から意見、説明等がありましたらお願いします。

はい。

○委員（伊藤 仁） 私が当局に投げかけて、質問していいですか。

○委員長（上田 伴子） 質疑、意見がありませんか。

はい、伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 国庫負担を今後も維持してほしいと。以前は2分の1が3分の1になったという、今、お話もありました。これは以前に戻せと言うとるわけじゃないというふうに理解するんですけども、この3分の1の国の補助自体、取り上げるというような動きが心配があるのかなのか。それで、毎年出されてると思うんだけど、出されてるから維持されてるのか、どのように理解したらいいんでしょうか。（「請願者に。それ、趣旨の分はそうちゃう」と呼ぶ者あり）

○委員（青山 憲司） 紹介議員としての認識しかないんだけど、予算は毎年、国からのそういう支援もあつてあれなんですけど、35人以下学級が始まっております。小学校4年生までは35人学級がされてるんですけども、豊岡市においてはその対象校が少ない状況にはあるんですけども、やはり毎年こういう請願、意見書を出すことによって、国に出すことによって、そのことを国が認めて予算をつけてくれるものというふうに私は理解をしておりますけど。

○委員長（上田 伴子） よろしいですか。

はい、松井委員。

○委員（松井 正志） 趣旨は賛成しますけども、1行目のところがね、非常に文学的、文語的表現があつて、憲法の要請としてって、いつも出るんですけども、こういうのが我々が出す意見書なんで、本当はあまり好きじゃないんですわ。要望書とか陳情書で個人がされるのは何でもいいんですけども、我々は憲法の要請としてというふうな書き方をするのは、ちょっとあまり好きじゃなくて、というのが、憲法の規定を読むと、全て法律の定めによるということで、法律に委ねちゃつとるんでね。憲法が直接要請してると言やあ、要請しとるんだけど、ちょっと弱いんで、今後、その意見があつたちゅうことだけ、また、紹介議員の方に連絡しときますので、我々が出す文書、議会が出す文書に憲法の要請としてというような文学的表現というか、文語的表現というのはあまりどうかなと思いますので、そのことだけで

す。内容は何も反対するもんじゃありません。

○委員長（上田 伴子） 青山委員、どうぞ。

○委員（青山 憲司） 先ほど、最後に言いました、育った場所や自治体によって、教育の質の差があつてはならないというところの本質をここに入れてるんだというふうに私は理解してるんですけども、請願者、提出者のほうにはその旨、申し上げておきます。

○委員長（上田 伴子） よろしいですか。

○委員（松井 正志） 結構です。

○委員長（上田 伴子） ほかはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） それでは、意見も煮詰まってきましたので、この後、討論に入りたいと思います。

討論に入りますが、引き続き請願第2号があるため、当局は退席せずにお待ちください。

討論におきまして、各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしく願いいたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） お諮りいたします。本件は、採決すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、採決すべきことに決定しました。

○委員（青山 憲司） ありがとうございます。

○委員長（上田 伴子） 次に、請願第2号、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件を議題といたします。

事務局より、請願陳情文書表の朗読をお願いします。

○事務局主幹（小崎 新子） 続きまして、請願第2号、子どもたちと向き合う時間の確保に関する件。受理年月日、令和3年6月3日。

趣旨。改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下

げられる。今後、小学校に留まるのではなく中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。

その上、文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

また、就学援助受給者の増大に表れているように、社会全体として低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。特に昨今の経済情勢の影響を受け、所得の違いがますます広がり、教育格差につながっていくことが危惧される。

国の施策としても定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員1人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

これらのことから、次の事項の実現について、地方自治法第124条の規定により請願する。

記。1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わ

ないこと。

4、上記の項目について、政府等関係機関に対し、意見書を提出すること。

提出者、豊岡市京町3番6号、豊岡市教職員組合執行委員長、谷垣茂彦。紹介議員、青山憲司、西田真、足田仁司。付託委員会、文教民生委員会。

以上でございます。

○委員長（上田 伴子） それでは、紹介議員の、これも青山議員がおられますので、何か補足で説明があればお願いします。

○委員（青山 憲司） ありがとうございます。少し補足させていただきます。

今、これ、2019年度のデータなんですけども、全国で不登校者数は小・中合わせて18万1,272人おられます。これは前年度から10%ぐらい増加してるということで、毎年2万人ずつ増加してるような状況にあるということが言われております。

主な要因というのは無気力だとか不安だとかいじめを除く友人関係、親子の関わりだとかいうようなことが言われてますが、SNSに関わるトラブルの増加もあるようです。そして、当然いじめがあるんですけども、いじめの認知件数は61万2,496件ありまして、自殺した児童生徒数は実に317人あるということで、2年連続で300人を超えております。

新学習指導要領の完全実施によって、小学校では外国語教育、それから、道徳の教科化が始まって、研修が大幅に増加したという教育現場の実態にあります。

一方で、OECDの調査を見ると、48か国のうち勤務時間が小学校で54.5時間、1週間、これはOECDの中でも最長となっております。また、中学校においても勤務時間が56時間、1週当たり、これも参加国の中で一番長い勤務時間となっております。

先生にとってみれば、能力の開発をするための自己研さんの研修の時間があまり取れないというふうな状況にあるようです。これはOECDの中で最短だというふう言われております。こうした状況

の中で、文科省が加配教員の増員ということでは、全国で1,000人増、1,000人増やすということでありまして、兵庫県においては、その30分の1の加配要員、豊岡市においては、その30分の1ですから、豊岡市にあって加配教員が1名増程度ということで、その加配要員があまり政府の方針に比べて、豊岡市の享受する効果というのがあまりないという現状にあります。

35人学級も実現しておりますけれども、豊岡市内で該当するのは南中、北中、出石中、五荘、弘道小、東中、西中、新田小は一部の学年で35人以下学級が実施をされますが、現状、改善されるほどの影響はないというふうに評価しております。

そういったことや新型コロナウイルス感染症への対応として、学校への負担も大きくなっております。

そして、今後の課題としては、GIGAスクール構想、1人1台タブレットということで、これに対する先生の負担、それから、外国語教育、プログラミング教育等で先生に対する負担も増大しているというふうな状況にあります。

こういったこともあって、子供たちと向き合う時間を先生たちに確保していただくための国レベルの早急な対応が必要だということで理解しておりますので、ぜひ、国に対してこの意見書を提出お願いしたいということです。

私からは以上です。

○委員長（上田 伴子） ありがとうございます。

この件について、当局から意見、説明等はありませんか。

皆さんから質疑はありませんか。

はい、松井委員。

○委員（松井 正志） さっきの請願よりも、今回の請願のほうがいろんなところが気になって仕方ないんで、何点かお聞きしたり、当局のほうにもちょっと聞きたいことがあります。

まず、改正義務標準法という言葉なんですけども、これ、マスコミによってこういうふうな言い方するところと義務標準法等の一部を改正する法律とい

う言い方するところと、それから、改正義務教育標準法という言い方するところといろいろとあるんですわ。教員に関係されるマスコミは改正義務標準法って使います。ここら辺が教育入れてないと分かりにくいんじゃないかなと思うんですが、せめて。せめて、改正義務教育標準法等か何かせんとまずいんじゃないかという思いがします。

それから、中段、その上の辺りで、学校現場で教室の消毒作業や貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積なんですけども、貧困について、いじめとか不登校というのは学校では大きな課題があると思うんですけども、貧困の問題って、今、学校の現場では何か山積をしてる状況があるのかどうか、ちょっとこれは教えていただきたいと思います。

それから、どっかに何か憲法上の要請っていう文学的表現がありました。

それから、記のところなんですけども、まだ小学4年まで35人を段階的にやるという方針が決まっただけで、さらに、この上の要求では中学校とか高等学校まで35人というふうな表現があって、さらには早急に実施することというふうな書き方がしてあります。請願ですから、これ、採択をすると、いわゆる議会として認めたということになって、以前に生涯学習サロンの請願を認めたときに、その中に中心市街地の中についていう1文が入ったために、えらい後で往生したことがありますんで、こういう請願の中にこれが入ってしまってるということは、後々、財政的負担を考えずにこういうことを求められる場合も出てきますんで、そこら辺がどうかかなということを少し思いました。

質問は、学校現場として、中学校や高等学校まで35人学級を早急に実施せんらんような状況があるかどうか、これだけをお伺いします。

○委員長（上田 伴子） さっき貧困のこと。

○委員（松井 正志） それも聞いたよ。貧困の状況と。

○委員長（上田 伴子） 答弁願います。

はい、どうぞ。

○こども教育課長（和田 晃典） まず、貧困のこと

につきましては、収入によって市のほうで就学の援助をさせていただいたりということを見せていただいております。直接的な関係になるのか分からないんですけども、やはり家庭の経済状況によって、朝ご飯を抜いてるとか、生活のリズムが狂っているとか、そういったことが、例えば登校渋りとか、そういったことにつながっているといったような状況がありますので、学校のほうでは、そういった状況をしっかり把握をして対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、中学校35人学級ということで、現在、法の改正によって、小学校6年生まで年次進行で、これから5年間かけてやっていきます。ただ、今、中学校の状況を見ますと、やっぱり40人ぐらい、北中なんか40人ぐらいがぼっと入ってということで、なかなか個に応じた、それぞれグループになってももう教室の中にぎっしりといったことにもなりますし、1人の担任で見ていくといったことが難しい状況にありますので、やはり早期に35人学級の実現を図っていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（松井 正志） 改正標準法の表現、紹介議員の青山さん、どうでしょう。

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 改正義務教育を入れるかどうかということだと思んですけども、この内容が今の学校に関する内容ですので、学校の職場として、職場の、請願者がそういう表現をしてるんだと思いますので、その内容については、また、請願者に伝えておきたいと思います。

この義務標準法というところにこだわられるのであれば、その旨は伝えておきたいというふうに思いますが、学校職場から出てるんで、もうあえて入れなかったんじゃないかというふうに私は理解しております。

それと、これ、毎年、この6月の議会で請願を出されております。これは国の予算編成だとか、そういったことにも絡んで、この時期に出されてるというふうに理解していますけども、毎年、今回、コロ

ナ禍での状況もあつたりして、若干見直しはされておりますけども、議会の理解を得て意見書を出していただいていますので、ぜひ、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

もし文言等で不具合があれば、また申し出いただきたいと思います。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 改正義務標準法というのは、さっきも言いましたように、教育関係のマスコミは改正義務標準法、NHKなんかは教育標準法等の一部を改正する法律、もとい、文科省が義務教育等の一部改正する法律という言い方をしています。NHKなんかは改正義務教育標準法ということで、参考までにそういうふうな使い分けしてありました。

それからもう一つ、中学校のほうは、そういう、今、ご説明であった小学校を35人にするよりも、中学校を先にしたほうがよかったんじゃないかな。いや、学校の規模からいくと、必要性からいくとね。何で下からいくんだろうな。

○委員（芦田 竹彦） 言っているんですか。

○委員長（上田 伴子） ああ、どうぞ。芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） この請願については、私も賛同する者ですが、ただ、記の下に1として、豊岡市として、中学校、高等学校での35人学級ということで、高等学校というのが入るといのが、豊岡市としてはどうなのかなということの思うんですけども、その辺はどうでしょう。

○委員長（上田 伴子） 誰が答弁されますか。

○委員（芦田 竹彦） 豊岡市の中にも、そらあ、高等部もあります。大学もできましたからね、あるので、高等学校も入れるんやったら、中高、大学まで入れてもいいかなと。その辺はどうですか。

○委員長（上田 伴子） では、答弁はよろしいですか。

○委員（芦田 竹彦） いや、その辺の見解はどうかかなということをお願いします。（「紹介者に答えてもらって」と呼ぶ者あり）

○委員長（上田 伴子） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 中学校からのどういうんです

か、一貫として、この高等学校も同じように、できるだけ少人数学級で、今のコロナ禍の状況もあつたり、あるいはこれからの児童生徒数が減っていくという現状も踏まえて、できるだけ早く、基本的にはもう少し少ない30人学級等も見越してるといふふうに思うんですけども、一旦というか、段階的にこの中学校、高校もといふふうなつもりでこれを入れてるといふふうに理解します。

○委員（芦田 竹彦） 私も35人学級から将来的には30人学級を目指すべきだということも思っていますので、この趣旨、請願には賛同するんですけど、ちょっと高校も入ったもんやから、教育委員会として豊岡市として、高等学校も入れての将来的な話の中での請願、陳情ということで理解いたしました。結構です、これは。

○委員長（上田 伴子） 私もちよつとあれですけども、学校現場に対してもすぐいろんな情報を耳にする中で、やっぱり私たちが子供の頃と、もっと若い方もおられるけど、今現在の子供の状況がすごく違ってきてるんで、個性も豊かだし、発達障害の子供も多いので、小学校だけじゃなくて、中学校、高校もいろんな子供がいるので、これはやはり必要なことかなと私も思っています。以上です。

すみません、じゃあ、ほかには質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） それでは、意見も煮詰まってきましたので、この後、討論に入りたいと思います。

討論に入る前に、当局の皆さんには説明等でご協力いただきありがとうございました。ここでご退席をいただいて結構です。お疲れさまでした。

それでは、討論におきましては各委員が発言された内容は、後ほど議報や委員長報告を作成する際に引用することになりますので、よろしくお願ひします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） それでは、お諮りいたしま

す。本件は、採択すべきことに決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきことに決定しました。

○委員（青山 憲司） ありがとうございます。

○委員長（上田 伴子） すみません、ちょっと先ほど抜かしておりまして、なお、本請願に係る意見書の案文につきまして、今、お手元のタブレットのほうに配信してもらっております。先ほどの義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案とそれから、子どもたちと向き合う時間の確保に関する意見書案について、この案文につきまして、何かご意見はありませんか。

はい、どうぞ。

○委員（松井 正志） これは我々が作ったらいい意見書案ですので、先ほど申しあげました、義務標準法でしたっけ。

○委員長（上田 伴子） 初めは憲法のことを言っておられたけど。

○委員（松井 正志） いやいや、それはいい。それをせめて文科省の義務標準法等の一部を改正する法律についてというような文言にさせていただいたらいかがでしょうか。

○委員長（上田 伴子） 今、松井委員のほうからありました、何行目だった？

○委員（松井 正志） 1行目。

○委員長（上田 伴子） 5行目ちゃう。

○委員（松井 正志） 両方ある、2つある。

○委員長（上田 伴子） ああ、2つあるのか。

○委員（青山 憲司） 教育を入れたらいいですね。

○委員（松井 正志） 入れるんだったら、改正義務教育標準法にするか、義務標準法等の一部を改正する法律かどっちかだと思います。

○委員長（上田 伴子） ただいま松井委員のほうから、2つ目の意見書について、1行目の改正義務標準法、また、5行目の改正義務、同じく標準法を改正義務教育標準法としたほうがいいのかという意

見がありました、どうでしょうか。よろしいですか。どうですか。

○委員（青山 憲司） ほかの委員さんがよければ。

○委員長（上田 伴子） ほかの委員さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） それでは、ここの標準という前に教育という言葉、文言を入れるということで委員会としてはその意見書に直させていただきます。

ほかにはありませんか。

○委員（松井 正志） 高等学校よろしいですか。

○委員（芦田 竹彦） いや、もういいです。

○委員長（上田 伴子） いいですか。ほかにはないですか。

それでは、意見書案の先ほどの精査につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

それでは、お昼の休憩に入らせてもらいます。再開は1時15分。

午後0時15分 委員会休憩

午後1時16分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） それでは、再開します。

ただいまより文教民生委員会を再開します。

教育委員会こども育成課から報告事項がありますので、お聞き取りください。

どうぞ。

○こども育成課参事（吉本 努） どうぞよろしくお願ひいたします。

報告事項ということで、本日は子育て支援総合拠点等の整備についてということで、資料のほうをお開きいただきますでしょうか。ワードで書いてある1枚物とスケジュールのものがあると思いますが、基本的にはワードで書いてあります文書のほうで説明をさせていただければと思っております。

子育て支援の総合拠点等の整備につきましては、先月、5月の14日に議員説明会を開催させていただいております。そちらのほうで説明した事項と重複する部分もありますので、そちらの分は省かせていただいて、それ以後の部分で変わった点についてをご説明をさせていただければというふうに思っております。

現状の部分の(3)になります。子供の遊び場の整備につきましては、ご説明をさせていただきます。

5月の議員説明会の折には、5月の時点で公募型のプロポーザルによって、事業候補者という形で選定をして、今、協議をしておりますというふうなことをご報告させていただきました。その後、事業者と詳細を詰めまして、一応、契約の相手方は株式会社ボーネルンド大阪営業所というところと契約をいたしまして、契約金額が固まりました。金額は7,700万円ということで契約をいたします。ということが変更点という形になります。

今後の予定ということで書かせていただいておりますが、(1)番、4階のフロアの整備関係についてです。

まず、こちらのほう、5月から実施設計のほう入らせていただいております。7月には一応終わるというスケジュール感で動いております。4階フロアの引渡しを6月末という形で書いておりますが、6月の30日に所有権移転をするという、今、予定でもろもろの手続を進めているという状況でございます。

その後、入札によって工事事業者を選定いたしまして、9月から11月にかけて、整備工事を行いたいという予定でございます。

(2)番、7階のフロア整備についてです。今のところの予定といたしまして、実施設計を8月から10月で行いまして、こちらのほう、当初予算、4階フロアの部分と7階フロア部分で予算額としては2,800万円、予算として認めていただいております。上のほうにありますように、4階部分の実施設計と工事管理が1,375万円という形で入札で契約事業者が決まっておりますので、その残予算

の1,425万円の中で対応したいというふうに考えております。

イです。整備工事費につきましては、9月の議会のほうに整備工事費、一応5,000万円ということで計上させていただきたいという予定で、今おります。

その後、整備工事は12月から2月までで行いまして、年度内に完成させたいというスケジュール感で、今、整備のほうを進めているという状況でございます。

本日、報告といたしますか、ご依頼というか、ご承認をいただきたいなと思っている事項が1点ございます。7階フロアの実施設計についてでございます。先ほど、8月から10月で実施設計をさせていただきたいということで、話をさせていただきましたが、こちらの7階フロアにつきましては、こども支援センターの主な整備という形になります。こちらのほう、実は児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金という補助金を、今のところ、383万9,000円ほどというふうなことで、実は見込んでおります。これはやはり年度内に事業完成させないと補助金対象にならないということもございまして、そちらのほうから逆算でスケジュール感を考えますと、12月から2月に整備をして、実施設計を10月ぐらいまでに終えたいというふうに考えております。そうなりますと、今の現予算の残予算であります1,425万円、この予算を使わせていただいて、7階部分の実施設計をさせていただきたいなというふうに考えております。

4階部分の、実は設計額としては、設計部分が実は1,210万9,000円、それと、工事管理の分が811万2,000円ということで、全体としては2,022万1,000円という形で設計をしております。そちらのほうが入札によって1,375万円ということで、率としては0.68というふうな形になりましたので、この0.68ぐらいで計算をいたしますと、7階のフロアの設計は設計額としては今488万7,000円という形で考えております。0.68という形になりますと、332

万3,000円程度が実施設計としてかかるんじゃないかという予測はしておりますが、こちらの部分は入札という形で事業者のほうを選定したいというふうに考えておりますので、ちょっとその率は若干変わるかも分かりませんが、予算感としてはそれぐらいの規模かなというふうに思っております。

ですので、スケジュールの部分もございますので、何とかこの残予算の部分で7階部分の実施設計をさせていただきたいというようなことを、ご報告も兼ねてのお願いということでお願いできればというふうに思っております。

こちらのほうは以上です。

○委員長(上田 伴子) 青山委員。

○委員(青山 憲司) 今、財政的なことを言われたんですけども、メモもできへんし、ちょっとそれ、書いたもんあったら出してもらえませんか。委員会として、それ、要求をしてもらいたいと思うんですけども。

○委員長(上田 伴子) では、今言われたこともちょっとペーパーにして、ペーパーというか、ここでもいいですし、出していただくように、全ての委員に、よろしく願いいたします。

○こども育成課参事(吉本 努) 口頭で大変申し訳なかったです。資料としてまとめまして、改めて提出のほうさせていただければというふうに思っております。

○委員(青山 憲司) お願いします。

○委員長(上田 伴子) ほかにありませんか、質問等。

はい。

○委員(松井 正志) 確認ですけど、今、一番最後におっしゃった意味というのが、要するに年度内に工事そのものを完成させてしまわないと、何かの補助対象にならないというのがあって、現計の予算が余っているので随意契約したいという意味でいいんですかね。それとも改めて入札をされるのかどうか。

○委員長(上田 伴子) はい、吉本参事。

○こども育成課参事(吉本 努) 7階の実施設計につきましては、基本的に入札を考えております。今のところで、引き続き随契という考え方もあるんですけども、4階、7階一体的にどうしてもしないといけないというものではないかなというふうに思っておりますので、やはり正式な形の手続で入札という形の手続のほうがいいかなというふうにこちらのほうは考えております。以上です。

○委員長(上田 伴子) はい、松井委員。

○委員(松井 正志) それでは、冒頭の説明の際に、参事のおっしゃった、議会の了解をいただきたい、この委員会でしたか、議会で了解いただきたいというのは、現計予算を、残予算を執行することについてという意味ですね。

○委員長(上田 伴子) 吉本参事。

○こども育成課参事(吉本 努) 今、松井議員おっしゃっていただいたとおりでございます。

現計予算を使わせていただきたいということの、ご了承いただければというようなお願いでございます。

○委員長(上田 伴子) よろしいですか。ほかにありませんか。

青山委員。

○委員(青山 憲司) 今の報告の中で、4階フロア、これ、以前、話が出てたと思うんですけども、整備工事が9月から11月ということですけども、4階フロア、現状、一部既存の施設が残ったり、あるいは生涯学習サロンが活動を始められるということもあるんですけども、その辺りの影響というのは何か、その影響とあるいは対策というのは何か考えておられますか。

○委員長(上田 伴子) はい、どうぞ、吉本参事。

○こども育成課参事(吉本 努) 4階の整備工事に関しては、この6月28日に生涯学習サロンが、一応オープンするという形になりますので、活動中の部分は、極力、その工事の部分は避けたいなというふうに思っております。

その大前提として、今、今回6月末に取得するエリアの部分を、今ちょうど生涯学習サロンがやって

るんですけども、石膏ボードみたいな形のもので音の遮断とほこりやもろもろが出ないような形の壁みたいなものを作らせていただいて、それで、まず工事をさせていただくと。

でも、生涯学習サロンがオープンしている間も全く工事ができないかとなると、逆に深夜の工事ばかりになってしまうということがありますので、なるべく音が出ないとか、もろもろを避ける、工事は違う時間帯にはする予定ですけども、基本的にそれ以外のものは遮断を一応しているという形になりますので、そちらの部分の中で工事をさせていただきたいというふうに、今、考えております。

○委員長（上田 伴子） ほかはありませんか。

はい、伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） すみません、1点教えてください。

4階の、5月に公募プロポーザルで決めたということなんですけども、議会なんかで市長答弁なんか聞いておりますと、このままの計画でいくのか縮小も考えてるみたいなことも言われるんですし、7,700万円、もしも縮小とかどの程度か分かりませんが、何か動きがあった場合はこの契約からどんと落ちるんだという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（上田 伴子） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 正直なところを申し上げますと、この遊び場に関しての最初のプロポーザルで提案がございましたのは、7,980万円ぐらいでした。その中で、内部で調整等、市長協議もする中で最低限というか、必要なものだけという形で絞り込んで、それで今、7,700万円まで落としたという形になります。ですので、基本的にはこの金額ベースで整備をさせていただきますけれども、その内容によって、削れるものももし出てくるということであれば、その辺りのものは違う形で、再度、契約をし直すという形にはなりますけれども、削っていくという形にはなりますが、基本、今の考え方でいきますと、この7,700万円の中で全ての工事を終わるというふうな考え方でございます。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 整備のほうは単年度の工事です。単年度の契約で単年度執行で終わると思いますけれども、造った以上は管理が大事になってくるので、問題は将来の管理費を含めた管理運営計画が大事だと思いますので、それはできてますか。金額含めて、何か概要が示せるのであれば、先ほど7階フロアの整備概要の経費のことがあったんで併せて提供できればありがたいんですけど。

○委員長（上田 伴子） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 遊び場の分に関しての管理経費については、今の段階、指定管理の中で遊び場部分をまずお願いを、運営も含めて、運営と管理をお願いしたいというふうな考え方で、今、いろんな形で内部調整をしている状況ですが、その中で要するに保守点検的なものであったりとか、そういった維持管理の経費もそちらのほうで考えたいというふうに思っております。

ある程度、経費感としてどれぐらいかかろうかなものだというのは、このプロポーザルをしたときの資料として頂いてる部分がありまして、それを基に保守点検をどれぐらいの頻度でやるのかというふうなことを最終的には決定していきたいというふうに思っています。

提案の部分としては、正直なところ、年4回ぐらいどうですかというふうな形のものはいたいていありますけれども、最初の年からそこまでする必要は我々としてもないかなと思っておりますので、最初の部分は、多分、製造責任の部分でこれだけで十分だとか、2年目から何年間はこれぐらいの保守の回数で十分だとかいうようなものも、もっとちょっと詰めていく必要があるかなと思っておりますので、整備の部分とは別で、その管理の部分に関してどういう形で保守をするほうがいいのかということも、今後、こちらの業者と詰めて、一番いい保守のやり方というのを最終的には決定していきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） ということは、今回の資料と

しては、何か運営経費みたいなもんが出してもらえるのか、出してもらえないのか、まだ未定なのかどうかというやつはいかがですか。

○委員長（上田 伴子） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 公募型のプロポーザルをしたときに、運営というか、保守点検的にどれぐらいの経費が要するかというふうな資料としては出していただいています。それはそのとおりするというのではなくて、保守やもろもろするのに、例えば1回当たりどれぐらいかかるものなのかとかいうふうな形も含めたものを上げていただいています。

ですので、そのとおり、要するにするのかどうかとか、その内容についてはこれからという形になりますので、最終的に管理費で、これだけ今かかりますというふうな数値はまだないというふうな状況です。

○委員長（上田 伴子） 松井委員。

○委員（松井 正志） 私がお聞きしたいのは、施設の管理経費、保守経費については当然施設があれば必要なものだと思いますので、それはそれでいいんですけども、全体の運営についての考え方であったり、それに伴う収支見通しであったり、年間の例えば一般財源がどういうふうになるのかとかいうあたりの計画のことを指してたと思ってるんですけども、そういうのはいかがでしょうか。

○委員長（上田 伴子） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） すみません、要するに全体、最終的には4階、アイティの4階と7階を整備した後のやっぱり維持管理という形になるかと思っています。その指定管理も4階、7階、全体のものを指定管理でしたいというふうな考え方はありますけれども、今、その部分のどれぐらい経費として要するのかとか、議会の中でもご答弁をさせていただいた部分があるんですけども、どれぐらいの、例えば遊び場一つとったときに、どれぐらいの入場者を見込んで、それを本当にどれぐらいの料金で設定するのかということによって、トータルの金額大きく変わってくるという形になりますので、今、

その作業をやっている最中という状況でございますので、その辺の、要するにどれぐらい費用がかかって、どれぐらい持ち出しが要するのか、その辺の財源をどうするのかというふうなことにつきまして、もう少しちょっとお時間をいただければというふうに思っております。以上です。

○委員（松井 正志） しゃあない。しゃあないけども、物はできちゃうし、後の利用計画できてないちゅうのがおかしいんですけど、本当。じゃあ、やむを得ない。

○委員長（上田 伴子） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） その遊具を今回新たにして、どれぐらい、保守点検はいいんですけど、毎年のね、それはいいんですけども、どれぐらいたったら総入替えせんなんのか、寿命といいましょうか、その辺はどんなもんでしょう。

○委員長（上田 伴子） 吉本参事。

○こども育成課参事（吉本 努） 遊具も種類によっていろいろかなというふうに思っています。例えば本当に手に取って遊ぶような簡単なおもちゃみたいな部分の遊具は、もう正直なところ消耗品扱いぐらいになるかなと。その使い方によっては、もう数年で替えないといけないという可能性はあります。例えば本当に設置型の大型遊具という部分に関しては、もちろん保守点検をちゃんと定期的にするという条件だと思いますが、そうなると、やはり10年から15年ぐらいというふうな形で言われます。部分、部分替えていったら、もっと延びるという可能性もありますし、躯体の部分が屋外ではないので、腐食やもろもろというのがかなり、そういったものではないだろうという形になりますので、ちゃんと保守をすれば多分それ以上は使えるというような形になるかなというように思っております。以上です。

○委員長（上田 伴子） ほかにはないですか。

私、すごい初歩的な質問でちょっとあれなんですけども、7階フロアの整備というのは、これは生涯学習サロンの窯の部分と今度の子育て支援センターと両方じゃなくって、子育てのこのここに係る部

分だけの整備ですね、これは。

はい。

○**こども育成課参事（吉本 努）** この7階のフロアに関しましては、今現在、子育て総合センターがある場所で、ふれあい広場という部分と子育て総合センターの事務所、あとは子育てセンターが使っている学習室という部分があるんですが、そちらのほうのエリア部分を改修するという形になります。ですので、メインは今のところ、計画ではこども支援センターがあちらのほうに移転するというふうなことの中で、相談室であったりとか検査室とか事務所機能とかいうふうなものをメインで整備するというような形の予算となりますので、窯の部分はもう既に、もう終了という形になっておりますので、その部分とは違う、面積、あのエリアの部分だけの工事という形でご認識いただければと思います。以上です。

○**委員長（上田 伴子）** 分かりました。

ほかはないですか。

それでは、こども育成課の皆さんにつきましては、ここで退席していただいて結構です。お疲れさまでした。じゃあ、また資料のほうをよろしく願います。

○**こども育成課参事（吉本 努）** 調整させていただいて。

○**委員長（上田 伴子）** ご苦労さまでした。

次に、協議事項に戻りまして、（3）番、意見・要望のまとめに入ります。

まず、当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思えます。

委員の皆さんから、提案について、委員会意見・要望とすべきか協議を行いたいと思えます。

意見・要望がありましたら出してください。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（上田 伴子）** よろしいですか。

それでは、ただいま協議いただきましたことでは、委員会意見は、委員会についてはないということで、

そのように決定します。

委員会を暫時休憩します。

午後1時39分 委員会休憩

午後1時39分 分科会再開

○**分科会長（上田 伴子）** 休憩前に引き続き分科会を再開します。

次に、分科会意見・要望のまとめに入ります。

当分科会の意見・要望として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思えます。

委員の皆さんからの提案について、分科会意見・要望とすべきか協議を行いたいと思えます。

意見・要望がありましたら、どうぞお願いします。

松井委員。

○**委員（松井 正志）** 8号予算だったかな、補正予算でしたか、新しい制度、特別何とか貸付金の対象ではない人へも支援に関係してですけども、把握できてる方は社会福祉協議会で把握された世帯、60世帯を対象にするということなんですけども、それ以外に弱い立場の方とか、そういうところにセーフティーネットのようなところに引っかかってない人が本当にいないかどうかというのが不安なんで、コロナでは支援の網にかかる方はいいですけども、そうじゃない人が全くいないように、目を光らせてというか、担当としても十分意を配りながら、そういう支援の充実というか、そういう人への施策が届くように努力をしていただきたいということを付け加えていただいたら、ありがたいと思えます。

○**分科会長（上田 伴子）** また後でお手伝いください。

○**委員（松井 正志）** その制度に引っかかる方はいいんで、一応、それ、確認したときには、社協の制度上では何かないということで、それを踏まえて市の当局としてもないというふうに理解しとるということと言われたんで、社協の制度に引っかかって、全ての方が対象になってるかどうかなんかというの、念のためというか、その姿勢を持っていただきたいというようなこと

をお入れいただいたらどうでしょうか。

○分科会長（上田 伴子） ほかにはないですか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 7号補正で、学校給食調理業務の民間委託について、債務負担行為が提案されましたが、分割発注等で地元事業者への事業の発注も含めて、雇用確保等の観点から、分割発注の検討をされたら。

○分科会長（上田 伴子） 後でお手伝いください。

上田さん、しっかりメモっててください。

○委員（松井 正志） 答弁ではどうでしたか。

○委員（青山 憲司） 今度の委員会に諮ってみたいという答弁でしたね。

○分科会長（上田 伴子） でも、委員会は庁内の人ばかりだから。

○委員（松井 正志） 委員会というのは向こうの委員会、こっちの委員会じゃなくて。

○委員（青山 憲司） 向こう、向こう。

○委員（松井 正志） 分割発注含む、要するに地元事業者が受注できるように。

○委員（青山 憲司） できるように。

○委員（松井 正志） 分割発注って言っちゃったら制限しちゃうので、分割発注含めて地元事業者が受注できるような方法を検討してほしいとしたいらいいじゃないですか。

○委員（青山 憲司） 地元事業者が受注できるような検討をしてほしい、そうそう。

○委員（松井 正志） 向こうもちょっと受け止められるようにしといてあげたら。

○分科会長（上田 伴子） ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） それでは、ただいま協議いただきました分科会意見・要望を含む分科会長報告の案文については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（上田 伴子） 異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会します。

午後1時44分 分科会閉会

午後1時44分 委員会再開

○委員長（上田 伴子） それでは、委員会を再開します。

閉会中の継続審査の申出について。

次に、協議事項（4）番、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

4月13日の委員会において協議いただきました重点調査事項について、ご確認をお願いします。

それでは、委員会重点調査事項を閉会中の継続調査（審査）事項として議長に申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

（5）番、意見交換会について。

次に、意見交換会についてご協議いただきたいと思います。

5月25日発行の議会だより第81号で、意見交換をしていただく団体を募集しましたところ、3件の応募がありました。対象を市内の各種団体、グループとしておりますので、この中で対象となり得る日高ネットワーク会議と意見交換をするということでご異議はありませんか。

○委員（松井 正志） 資料に載ってます、ネットワーク会議の。

○委員（青山 憲司） そのほか、どんな要望があったのか。

○委員（松井 正志） どういう団体でどういう……。

○委員長（上田 伴子） 3件とも出してあげたほうが私はいいと思うんだけど。

○委員（青山 憲司） 3団体からあったっていう、ほかの団体。

○委員長（上田 伴子） 3団体からあったけれども、ここを選ぶんだけど、一応、こんなところからありましたというのを、委員の皆さんに見ていただいたほうがいいと思うので、ほかの方の資料も。

○事務局主幹（小崎 新子） すみません、ちょっと

お待ちください。

- 委員長（上田 伴子） お願いします。ちょっと皆さん、お待ちください。暫時休憩します。

午後1時48分 委員会休憩

午後1時51分 委員会再開

- 委員長（上田 伴子） 会議を再開します。

募集した案件にマッチするのはこの日高ネットワーク会議という団体からなんですけども、ほかに2件あったんです。一件については、個人から申し込みされてるけれども、子供の食について考えるグループを持っておられるみたいです。

これはちょっと2件とも要件に合致しないので、今回は取り上げられませんが、また、頭の片隅に置いていただけたらと思います。

それでは、今回の募集の案件にちゃんと沿う形では、この日高ネットワーク会議からの申入れということになると思います。

これでどうでしょう。ご異議ありませんか。

はい、どうぞ。

- 委員（青山 憲司） 今の市民との意見交換会に合致しないという理由を、もう一遍ちょっと。

- 委員長（上田 伴子） 議会だよりに書いてあったと思うんですけども、すみません、事務局の方、ちょっと読み上げていただいてもいいですか。

- 事務局主幹（小崎 新子） 議会だよりに意見交換会をしませんかと募集したときの対象として、市内の各種団体、グループの方というふうに上げさせていただきます。

- 委員長（上田 伴子） ということです。

- 委員（青山 憲司） このリウマチのほうは市内の団体ではないという（「姫路」と呼ぶ者あり）ですか。

- 委員長（上田 伴子） リウマチのほうは団体というんか、リウマチ友の会の兵庫支部の但馬地区の役員をしとられるんですけども、その兵庫支部、但馬支部というのがなくて、姫路に兵庫支部というのがあって、この方は但馬地区の役員をしとられるということ。

- 委員（松井 正志） これは豊岡の人。

- 委員長（上田 伴子） はい、豊岡の方です。

- 委員（松井 正志） そこを豊岡支部、但馬支部にされたらいいのに。

- 委員長（上田 伴子） そうですね、そういうふうにしてくれたら一番いい。

- 委員（青山 憲司） できるだけ意見交換したいという団体があれば、できるだけ受けてあげたらいいかもなというふうに思って、ちょっと質問したんですよね。条件に合わなければ、それは仕方ないと思います。

- 委員長（上田 伴子） ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（上田 伴子） では、異議なしということで、そのようにさせていただきます。

なお、日程等につきましては、先方のご都合を伺った上で、正副委員長で決めさせていただきますと思います。

- 委員（松井 正志） 事前にどういうテーマで懇談をされるかという、したいか、そういうことをちょっと聞いていただくほうがいいと思います。

- 委員長（上田 伴子） そうですね。

- 委員（松井 正志） こちらの知識のなさを披露せんなん。向こうは専門職だけね。

- 委員長（上田 伴子） そうですね。

ほか、何かないですか。 はい。

- 委員（青山 憲司） 先ほどのお断りする2団体の方にも、ちゃんと丁寧にその辺り説明を、お断りする理由だとか、その辺は丁寧に説明をしてください。

- 委員長（上田 伴子） そうです、はい。

- 委員（青山 憲司） それだけお願いいたします。

- 委員長（上田 伴子） はい。

ほか、ないですか。よろしいですか。

最後に、協議事項（6）その他についてを議題といたします。

委員の皆さんから、何か協議や意見交換等すべき事項があればご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 伴子） では、特にないようすので、以上をもちまして文教民生委員会を……。

○委員（松井 正志） 視察はいいの、視察は、管内視察は。

○委員（伊藤 仁） それは段取りに入っておりませんか。

○委員長（上田 伴子） 入ってません。

閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時 5 9 分 委員会閉会
